【令和2年度版】	【令和5年度版】	摘要
表紙	表紙	
建築工事監理等委託標準仕様書	建築工事監理等委託標準仕様書	
(水再生センター・ポンプ所用)	(水再生センター・ポンプ所用)	
令和 <del>2</del> 年4月	令和 <mark>5</mark> 年 4 月	
東京都下水道局	東京都下水道局	

	【令和2年度版】		【令和5年度版】	摘要
第1章	第1節 一般事項	第1章	第1節 一般事項	
1. 1. 1	(1)適用範囲	1. 1. 1	(1)適用範囲	
適用範囲	この建築工事監理等委託標準仕様書(以下「委託標準仕様書」という。)は、東京都下水道局(以下「当局」という。)が発注する建築工事監理等委託業務に適用する。 (2)優先順位 図面及び特記仕様書に記載された事項は、この委託標準仕様書に優先する。	適用範囲	この建築工事監理等委託標準仕様書(以下「委託標準仕様書」という。)は、東京都下水道局(以下「当局」という。)が発注する建築工事監理等委託業務に適用する。 (2)優先順位 工事監理等業務委託仕様書は、相互に補完する。ただし、工事監理等業務委託仕様書間に相違がある場合の適用の優先順位は、次のアからオまでの順のとおりとする。また、これにより難い場合は、「1. 1. 3 業務内容及び設計図書の疑義」による。ア 質問回答書 イ 特記仕様書 ウ 委託標準仕様書 エ 建築工事監理業務委託共通仕様書(国土交通省) オ 工事監理等業務委託仕様書(東京都財務局)	他の標準仕様書と同様
1. 1. 2 用語の定義	この委託標準仕様書において用いる用語の定義は、以下のとおりとする。 (1) 監督員 「監督員」とは、受託者に対する指示、承諾又は協議の処理、受託者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、施工状況の確認、検査の実施(他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。)の処理、関連工事の調整、設計図書の変更及び一時中止又は打切りの必要があると認める場合における工事主管課長への報告を行うとともに現場監督業務の掌理を行う者で、当局が通知した者をいう。 (2) 受託者 「受託者」とは、工事監理等業務の実施に関し、当局と委託契約を締結した個人又は会社その他の法人をいう。 (3) 対象工事 「対象工事」とは、当該工事監理等業務の対象となる工事をいう。 (4) 受注者 「受注者」とは、対象工事の工事請負契約の受注者又は工事請負契約書の規定により定められた現場代理人をいう。 (5) 契約図書 「契約図書」とは、業務委託契約書及び工事監理等業務委託仕様書をいう。 (6) 設計図書 「設計図書」とは、対象工事の工事請負契約書の規定により定められた設計図書、当局から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。 (7) 工事監理等業務委託仕様書 「工事監理等業務委託仕様書」とは、委託標準仕様書、特記仕様書、図面及び設計説明書並びにこれらの図書に係る質問回答書をいう。 (8) 委託標準仕様書」とは、業務委託をする上で必要な技術的要求、業務内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛込み作成したものをいう。	1. 1. 2 用語の定義	この委託標準仕様書において用いる用語の定義は、以下のとおりとする。 (1) 監督員 「監督員」とは、受託者に対する指示、承諾又は協議の処理、受託者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、施工状況の確認、検査の実施(他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。)の処理、関連工事の調整、設計図書の変更及び一時中止又は打切りの必要があると認める場合における工事主管課長への報告を行うとともに現場監督業務の掌理を行う者で、当局が通知した者をいう。 (2) 受託者 「受託者」とは、工事監理等業務の実施に関し、当局と委託契約を締結した個人又は会社その他の法人をいう。 (3) 対象工事 「対象工事」とは、当該工事監理等業務の対象となる工事をいう。 (4) 受注者 「受注者」とは、対象工事の工事請負契約の受注者又は工事請負契約書の規定により定められた現場代理人をいう。 (5) 契約図書 「契約図書」とは、業務委託契約書及び工事監理等業務委託仕様書をいう。 (6) 設計図書」とは、対象工事の工事請負契約書の規定により定められた設計図書」とは、対象工事の工事請負契約書の規定により定められた設計図書、当局から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。 (7) 工事監理等業務委託仕様書 「工事監理等業務委託仕様書」とは、委託標準仕様書、特記仕様書、図面及び設計説明書並びにこれらの図書に係る質問回答書をいう。 (8) 委託標準仕様書」とは、業務委託をする上で必要な技術的要求、業務内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛込み作成したものをいう。	

	【令和2年度版】		【令和5年度版】	摘要
第1章	第1節 一般事項	第1章	第1節 一般事項	
	(9) 特記仕様書		(9) 特記仕様書	
	「特記仕様書」とは、図面及び委託標準仕様書を補足し、監理内容の明細又		「特記仕様書」とは、図面及び委託標準仕様書を補足し、監理内容の明細又	
	は固有の技術的要求を定めたものをいう。		は固有の技術的要求を定めたものをいう。	本文 1.1.2(1)中の『受託
	<del>(10) 図面</del>			者の作成した図面の承
	- 「図面」とは、入札に際して当局が示した設計図及び当局から変更又は追加			諾』との不整合により削
	された設計図をいう。			除
	(11) 指示		(10) 指示	1517
	「指示」とは、監督員が受託者に対して、工事監理等業務の遂行上必要な事		「指示」とは、監督員が受託者に対して、工事監理等業務の遂行上必要な事	:
	項について、書面をもって示し、実施させることをいう。		項について、書面をもって示し、実施させることをいう。	
	(12) 承諾		(11) 承諾	
	「承諾」とは、書面で申し出た工事監理等業務の遂行上必要な事項につ		「承諾」とは、書面で申し出た工事監理等業務の遂行上必要な事項につ	
	いて、当局若しくは監督員又は受託者が書面により同意することをいう。		いて、当局若しくは監督員又は受託者が書面により同意することをいう。	
	(13) 協議		(12) 協議	
	「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、監督員と受託者		「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、監督員と受託者	•
	が対等の立場で合議することをいう。		が対等の立場で合議することをいう。	
	<del>(14)</del> -提出		(13) 提出	
	「提出」とは、監督員が受託者に対し、又は受託者が監督員に対し、工事		「提出」とは、監督員が受託者に対し、又は受託者が監督員に対し、工事	
	監理等業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。		監理等業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	
	<del>-(15)-</del> 提示		(14) 提示	
	「提示」とは、監督員が受託者に対し、又は受託者が監督員に対		「提示」とは、監督員が受託者に対し、又は受託者が監督員に対し、監理	!
	し、監理委託に係る書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。		委託に係る書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。	
	<del>-(16)   報告</del>		(15) 報告	
	「報告」とは、受託者が監督員に対し、工事監理等業務の状況又は結果に		「報告」とは、受託者が監督員に対し、工事監理等業務の状況又は結果につ	
	ついて、書面をもって知らせることをいう。		いて、書面をもって知らせることをいう。	
	<del>(17)</del> 通知		(16) 通知	
	「通知」とは、当局若しくは監督員が受託者に対し、又は受託者が当局若		「通知」とは、当局若しくは監督員が受託者に対し、又は受託者が当局若	:
	しくは監督員に対し、工事監理等業務に関する事項について、書面をもって		しくは監督員に対し、工事監理等業務に関する事項について、書面をもって	
	知らせることをいう。		知らせることをいう。	
	— <del>(18)</del> —連絡		(17) 連絡	
	「連絡」とは、監督員及び受注者又は現場代理人との間で、監督員が		「連絡」とは、監督員及び受注者又は現場代理人との間で、監督員が	
	受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、契約書第10条(条件変更等)		受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、契約書第10条(条件変更等)	
	に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、 <del>ファクシ</del>		に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、電子メー	
	ミリ、電子メール等の署名又は押印が不要な手段により知らせることを		ル等の署名又は押印が不要な手段により知らせることをいう。	
	いう。			
	- <del>(19)</del> 書面		(18) 書面	
	「書面」とは、手書き、印刷等により作成した書類をいい、発行年月日		「書面」とは、手書き、印刷等により作成した書類をいい、発行年月日を	
	を記載し、署名又は押印したものを有効とする。なお、緊急を要する場合は、		記載し、署名又は押印したものを有効とする。なお、緊急を要する場合は、	
	ファクシミリ又は電子メール等により伝達できるものとするが、後日有効な書		電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるもの	
	面と差し替えるものとする。		とする。	
	面と左と有えるものとする。		なお、関係規定等で書面又は押印を不要とした書類については、署名又	
			は押印がない場合も有効な書面と取扱う。	エポエ事標単位稼音で   の整合により追加(はん
	(00) 7hr∃XI			
			(19) 確認	(こレス)
	「確認」とは、受託者が契約図書に示された事項について、立会い若しくは関		「確認」とは、受託者が契約図書に示された事項について、立会い若しくは関	1
	係資料により、その内容について、契約図書との適合を確かめることをいう。		係資料により、その内容について、契約図書との適合を確かめることをいう。	
	(21) 立会い		(20) 立会い	
	「立会い」とは、受託者が、工事が設計図書等の内容どおりに施工又は製作		「立会い」とは、受託者が、工事が設計図書等の内容どおりに施工又は製作	

【令和2年度版】		【令和5年度版】		
第 1 章	第1節 一般事項	第1章	第1節 一般事項	
	されているかどうかを確認するため、工事現場、製作所、試験機関等において、		されているかどうかを確認するため、工事現場、製作所、試験機関等において、	
	それぞれの施工等に臨場することをいう。		それぞれの施工等に臨場することをいう。	
	<del>(22)</del> 調査・検討		(21) 調査・検討	
	「調査・検討」とは、受託者が、設計図書等と十分に照合し、内容が適合し		「調査・検討」とは、受託者が、設計図書等と十分に照合し、内容が適合し	
	ているか否か又は適切であるか否かを明らかにすることをいう。以下、調査、		ているか否か又は適切であるか否かを明らかにすることをいう。以下、調査、	
	検討も同意語とする。		検討も同意語とする。	
	<del>(23)</del> 検査		(22) 検査	
	「検査」とは、検査員が契約図書に基づき工事監理等業務の確認を行うこと		「検査」とは、検査員が契約図書に基づき工事監理等業務の確認を行うこと	
	をいう。 (a.) A-+		をいう。	
	(24) 検査員		(23) 検査員	
	「検査員」とは、契約書の規定に基づき、工事監理等業務委託の検査を行う		「検査員」とは、契約書の規定に基づき、工事監理等業務委託の検査を行う	
	ために当局が定めた者をいう。		ために当局が定めた者をいう。	
	(25) 協力会社		(24) 協力会社	
	「協力会社」とは、受託者が監理等業務の遂行に当たって、その業務の一部		「協力会社」とは、受託者が監理等業務の遂行に当たって、その業務の一部	
	を再委託する者をいう。		を再委託する者をいう。	
	(26) ISO9001 適用工事		(25) ISO9001 適用工事	
	「IS09001 適用工事」とは、契約後に当局と協議を行い、IS09001 適用工事		「IS09001 適用工事」とは、契約後に当局と協議を行い、IS09001 適用工事	
	とすることについて承諾を受けた工事をいう。		とすることについて承諾を受けた工事をいう。	
. 1. 3		1. 1. 3	のおおは、光弦中のT 7 約111回書)では美術もフトもは、古のようで野叔号 1. 物業 1	
業務内容及び設	受託者は、業務内容及び設計図書に疑義があるときは、速やかに監督員と協議し、 指示を受けなければならない。	業務内容及び設	受託者は、業務内容及び設計図書に疑義があるときは、速やかに監督員と協議し、 指示を受けなければならない。	
計図書の疑義	<b>指示を受けなければなりない。</b>	計図書の疑義	指示を受けなければなりない。	
1. 1. 4		1. 1. 4		
監督員の権限	(1) 監督員	監督員の権限		
	ー・一二へ 局が定める当該監理等委託業務の監督員は次のとおりとする。		局が定める当該監理等委託業務の監督員は次のとおりとする。	
	ア総括監督員		ア総括監督員	
	イ 総括監督員補佐		イ総括監督員補佐	
	ウ 担当監督員		ウ担当監督員	
	工副監督員		エー副監督員	
	(2)監督員の権限		(2)監督員の権限	
	監督員が行う受託者に対する工事監理等委託業務の遂行に係る事項につい		監督員が行う受託者に対する工事監理等委託業務の遂行に係る事項につい	
	ては、いずれの監督員も受託者に対して行うことができる。受託者が行う監督		ては、いずれの監督員も受託者に対して行うことができる。受託者が行う監督	
	員に対する工事監理等業務の遂行に係る事項については、担当監督員に対して		員に対する工事監理等業務の遂行に係る事項については、担当監督員に対して	
	行うものとする。ただし、担当監督員が不在又は欠けた場合は副監督員に対し		行うものとする。ただし、担当監督員が不在又は欠けた場合は副監督員に対し	
	て行うものとし、副監督員が不在又は欠けた場合は総括監督員補佐に対して行		て行うものとし、副監督員が不在又は欠けた場合は総括監督員補佐に対して行	
	うものとし、総括監督員補佐が不在又は欠けた場合は総括監督員に対して行う		うものとし、総括監督員補佐が不在又は欠けた場合は総括監督員に対して行う	
	ものとする。		ものとする。	
. 1. 5		1. 1. 5		
秘密の保持等	(1)秘密の漏えいの禁止	秘密の保持等	(1) 秘密の漏えいの禁止	
	受託者は、本業務を通して知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならな		受託者は、本業務を通して知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならな	
	v.		V <sub>o</sub>	
	(2) 目的外使用の禁止		(2) 目的外使用の禁止	
	受託者は、当局の承諾を受けた場合を除き、設計図書等や施工の記録等を工		受託者は、当局の承諾を受けた場合を除き、設計図書等や施工の記録等を工	
	事監理等業務の目的以外に使用してはならない。		事監理等業務の目的以外に使用してはならない。	
			2 22 27 27 27 1 1 27 27 1 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27	
			·	

	 【令和2年度版】		【令和5年度版】	摘要
第1章	第1節 一般事項	第1章	第1節 一般事項	
1. 1. 6 環境により 良い自動車 の利用	受託者は、本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守する。 (1)「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車とする。 (2)「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用とする。 なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出する。	良い自動車の利用	受託者は、本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守する。 (1)「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成 12 年東京都条例第215 号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車とする。 (2)「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用とする。 なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出する。	
1. 1. 7 情報セキュリティ対策	受注者は、工事の施行に当たり、「東京都サイバーセキュリティ基本方針」(平成27年10月27日付)に基づき、当局が実施する情報セキュリティ対策を遵守し、下水道施設の情報セキュリティ管理に万全を期さなければならない。	1. 1. 7 情報セキュリティ対策	受注者は、工事の施行に当たり、「東京都サイバーセキュリティ基本方針」(平成27年10月27日付)に基づき、当局が実施する情報セキュリティ対策を遵守し、下水道施設の情報セキュリティ管理に万全を期さなければならない。	

	【令和2年度版】		【令和5年度版】	摘要
第2章	第2節 工事監理等業務の実施	第2章	第2節 工事監理等業務の実施	
·	第2節 工事監理等業務の実施		第2節 工事監理等業務の実施	
2. 2. 1		2. 2. 1		
業務の着手	(1) 着手	業務の着手	(1) 着手	
	受託者は、委託契約締結後速やかに工事監理等業務に着手しなければならな		受託者は、委託契約締結後速やかに工事監理等業務に着手しなければならな	
	V'o		V <sub>0</sub>	
	(2)契約図書の把握		(2)契約図書の把握	
	受託者は、工事監理等業務の着手に当たり、契約図書及び設計図書を十分に		受託者は、工事監理等業務の着手に当たり、契約図書及び設計図書を十分に	
	把握しなければならない。 (3) <b>工事監理等業務実施計画書の作成</b>		把握しなければならない。 (3) 工事監理等業務実施計画書の作成	
	受託者は、工事監理等業務の着手に当たり、2.2.3 に規定する工事監理等業		受託者は、工事監理等業務の着手に当たり、2.2.3 に規定する工事監理等業	
	務実施計画書を作成し、監督員に提出するものとする。		務実施計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	
. 2. 2	7,7,7,7,6,1, m m m m m m m m m m m m m m m m m m	2. 2. 2	137772H H E E H 797 O Y EE E D Y C Y C Y C Y C Y	
工事監理等業	受託者は、別表-2「工事監理等業務処理区分表(受託者用)」に従い次の業務	工事監理等業	受託者は、別表-2「工事監理等業務処理区分表(受託者用)」に従い次の業務	
務の内容	を処理するものとする。	務の内容	を処理するものとする。	
177071 170	(1) 工事段階で設計者(設計業務受託者)が行うことに合理性がある実施設計	171 02 k 1 1 1 1 1	(1) 工事段階で設計者(設計業務受託者)が行うことに合理性がある実施設計に	
	に関する業務		関する業務	
	ア 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等 工事施工段階において、設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明(必		ア 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等 工事施工段階において、設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明(必	
	要に応じ図面作成)、打合せ等を受注者に対して行い、監督員に報告する。		要に応じ図面作成)、打合せ等を受注者に対して行い、監督員に報告する。	
	また、設計図書等の定めにより、設計意図が正確に反映されていることを確		また、設計図書等の定めにより、設計意図が正確に反映されていることを確	
	認する必要がある部材、部位等に係る施工図等の確認を行う。ここでいう図		認する必要がある部材、部位等に係る施工図等の確認を行う。ここでいう図	
	面とは、スケッチ等であり、実施設計の延長と考えられる図面は含まれない。		面とは、スケッチ等であり、実施設計の延長と考えられる図面は含まれない。	
	イ 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		イ 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	
	設計図書等の定めにより、工事施工段階において行うことに合理性がある		設計図書等の定めにより、工事施工段階において行うことに合理性がある	
	工事材料、設備機器及びそれらの色、柄、形状等の選定に関して、設計意図		工事材料、設備機器及びそれらの色、柄、形状等の選定に関して、設計意図	
	の観点からの検討を行い、必要な助言等を監督員に対して行う。 (2) <b>工事監理に関する業務</b>		の観点からの検討を行い、必要な助言等を監督員に対して行う。 (2)工事監理に関する業務	
	(2) 工事監理に関する業務   ア 工事監理方針の説明等		(2) 工争監理に関する業務	
	(ア) 工事監理方針の説明		(7) 工事監理方針の説明	
	当該業務の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について		当該業務の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について	
	記載された業務計画書を作成し、監督員に提出し、承諾を受ける。		記載された業務計画書を作成し、監督員に提出し、承諾を受ける。	
	(イ) 工事監理方針変更の場合の協議		(イ) 工事監理方針変更の場合の協議	
	当該業務の方法に変更の必要が生じた場合、監督員と協議する。		当該業務の方法に変更の必要が生じた場合、監督員と協議する。	
	イ 設計内容の把握等の業務		イ 設計内容の把握等の業務	
	(ア) 設計図書の内容の把握 設計図書の内容を把握する。設計図書に明らかな、矛盾・誤謬・脱漏・		(ア) 設計図書の内容の把握 設計図書の内容を把握する。設計図書に明らかな、矛盾・誤謬・脱漏・	
	では、		一	
	報告する。		報告する。	
	(イ) 質疑書の検討		(イ) 質疑書の検討	
	受注者から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定めら		受注者から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められ	
	れた品質(形状・寸法・仕上がり・機能・性能等を含む。以下、同じ。)		た品質(形状・寸法・仕上がり・機能・性能等を含む。以下、同じ。)確	
	確保の観点から技術的に検討し、その結果を監督員に報告する。		保の観点から技術的に検討し、その結果を監督員に報告する。	
	ウ 施工図等を設計図書に照らして検討・報告する業務		ウ 施工図等を設計図書に照らして検討・報告する業務	
	(7) 施工図等の検討・報告 飛出会で作工図(現土図・駅体図・工作図・制作図		(ア) 施工図等の検討・報告	
	a 受注者が作成・提出する施工図(現寸図・躯体図・工作図・製作図等をいう。)、製作見本、模型、見本施工等が設計図書の内容に適合して		a 受注者が作成・提出する施工図(現寸図・躯体図・工作図・製作図等 をいう。)、製作見本、模型、見本施工等が設計図書の内容に適合してい	
	等をいう。)、製作見本、模型、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかるかるかを検討し、適合していると認められる場合には、その旨を監		をいう。1、製作見本、模型、見本施工等が設計図書の内谷に適合している るか否かを検討し、適合していると認められる場合には、その旨を監督	
	智員に報告する。		員に報告する。	
	b aの結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた		b aの結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた	
	品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告す		品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告す	
	る。		る。 	

【令和2年度版】		【令和5年度版】	摘要
第2章 第2節 工事監理等業務の実施	第2章	第2節 工事監理等業務の実施	
c 中の結果、受注者が施工図、製作見本、模型、見本施工等を再度、作成・提出した場合は、a、bの規定を準用する。 (イ) 工事材料・設備機器等の検討・報告 a 受注者が提案・提出する工事材料・設備機器等(材料・機器製造を及び専門工事業者の選定についての提案を含む。)及びそれらの見本に関し、受注者に対して事前に指示すべき内容を監督員に報告し、提案提出された工事材料・設備機器等及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合にはその旨を監督員に報告する。 b aの結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告で		c <u>b</u> の結果、受注者が施工図、製作見本、模型、見本施工等を再度、作成・提出した場合は、a、bの規定を準用する。 (イ) 工事材料・設備機器等の検討・報告 a 受注者が提案・提出する工事材料・設備機器等(材料・機器製造者及び専門工事業者の選定についての提案を含む。)及びそれらの見本に関し、受注者に対して事前に指示すべき内容を監督員に報告し、提案・提出された工事材料・設備機器等及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。 b aの結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する	修正 (財務局工事監理等 業務委託仕様書と整合)
る。	<b>国</b>	る。     c	業務委託仕様書と整合) 修正(財務局工事監理等 業務委託仕様書による)
(ウ) 受注者が必要な改造、補修、手直し等(以下「修補」という。)を行った場合は、その方法が設計図書に定める品質確保の観点から適切か否定を検討し、適切と認められる場合には、確認し、その内容を監督員に報する。 (エ) (ウ) の結果、修補が適切になされていないと認められる場合には、(ク及び(中)に準じ取り扱う。 (ナ) 軽微な設計変更設計内容の伝達を行い、施工図等の検討を行う過程において、細部の取りでいや工事間の調整の関係で、又は監督員の指示により軽微な変更の必要に生じた場合、受注者に対して指示すべき事項について監督員に報告する。	か 告 ) 合 3%	(ウ) 監督員から工事が設計図書のとおりに実施されていないと認められる 箇所を示された場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。 (エ) 工事の受注者等が必要な修補を行った場合は、その方法が設計図書に定める品質確保の観点から適切か否かを確認し、適切と認められる場合にはその内容を監督員に報告する。 (オ) (エ) の結果、修補が適切になされていないと認められる場合には、(7)、(イ) 及び(エ) に準じ取り扱う。 (カ) 軽微な設計変更 設計内容の伝達を行い、施工図等の検討を行う過程において、細部の取り合いや工事間の調整の関係で、又は監督員の指示により軽微な変更の必要が生じた場合、受注者に対して指示すべき事項について監督員に報告する。 カ 工事現場の危害の防止等の確認・報告 (ア) 受注者等が提出する施工計画書等において施工方法及び仮設計画が、危害防止等に必要な措置が講じられているか確認し、適合されていると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。 (イ) (ア) の結果、適合しないと認められる場合には、法令に定められた危害防止等に必要な措置について取りまとめ、監督員に報告する。 (ウ) (イ) の結果、受注者等が施工計画書等を再度、作成・提出した場合には、(ア)、(イ) の規定を準用する。	業務委託仕様書と整合) 修正(財務局工事監理等業務委託仕様書による) 番号等の修正 番号の修正 追加(財務局工事監理等

	【令和2年度版】		【令和5年度版】		
第2章	第2節 工事監理等業務の実施	第2章	第2節 工事監理等業務の実施		
			により確認し、適正に施工されていると認められる場合には、その旨を監督		
			員に報告する		
			(オ) (エ)の結果、工事が適正に施工されていないと認められる場合には、直		
			ちに監督員に報告するとともに、安全施工等に必要な措置についてとりま		
			とめ、監督員に報告する。		
	<del>カ</del> 工事監理等業務報告書等の提出		<u>キ</u> 工事監理等業務報告書等の提出	番号の修正	
	工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、工事監理等業務報告		工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、工事監理等業務報告		
	書、監督員が指示した書類等の整備を行い監督員に提出する。		書、監督員が指示した書類等の整備を行い監督員に提出する。		
	(3) その他の業務		(3) その他の業務		
	ア 工程表の検討・報告		ア 工程表の検討・報告		
	(ア) 工事請負契約の定めにより受注者が作成・提出する工程表について、		(ア) 工事請負契約の定めにより受注者が作成・提出する工程表について、工事は会割約に完められた工期及び記引図書に完められた見解が確保でき		
	工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保で きないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場		事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合		
	さないねそれがあるかにういく使討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。		には、その旨を監督員に報告する。		
	(4) (7) の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、		(4) (7)の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、		
	受注者に対する修正の求め及びその他必要な措置についてとりまとめ、		受注者に対する修正の求め及びその他必要な措置についてとりまとめ、監		
	監督員に報告する。		を		
	(ウ) (イ) の結果、受注者が工程表を再度、作成・提出した場合は、(ア)、(イ)		(ウ)(イ)の結果、受注者が工程表を再度、作成・提出した場合は、(ア)、(イ)		
	の規定を準用する。		の規定を準用する。		
	イ 設計図書に定めのある施工計画の検討・報告		イ 設計図書に定めのある施工計画の検討・報告		
	(ア) 設計図書の定めにより受注者が作成・提出する施工計画(工事施工体		(ア) 設計図書の定めにより受注者が作成・提出する施工計画(工事施工体制		
	制に関する記載を含む。)について、工事請負契約に定められた工期及び		に関する記載を含む。) について、工事請負契約に定められた工期及び設		
	設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討		計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、		
	し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。		品質が確保できると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。		
	(イ) (ア)の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、		(イ) (ア)の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、		
	受注者に対して修正を求めその他必要な措置 <del>について</del> とりまとめ、監督		受注者に対して修正を求め、 <mark>施工計画等、</mark> その他必要な措置 <mark>と併せて対策</mark>		
	員に報告する。		<u>を</u> とりまとめ、監督員に報告する。	委託仕様書と整合	
	(ウ) (イ)の結果、受注者が施工計画を再度、作成・提出した場合は、(ア)、		(ウ)(イ)の結果、受注者が施工計画を再度、作成・提出した場合は、(ア)、(イ)		
	(4)の規定を準用する。		の規定を準用する。		
	ウ 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等		ウ 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等		
	(ア) 工事と工事請負契約との照合、確認及び報告		(ア) 工事と工事請負契約との照合、確認及び報告		
	a 受注者が行う工事が工事請負契約の内容(設計図書に関する内容を		a 受注者が行う工事が工事請負契約の内容(設計図書に関する内容を除		
	除く。)に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、		く。)に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、		
	受注者から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理 的方法により確認を行い、適合していると認められる場合には、その旨		受注者から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的 方法により確認を行い、適合していると認められる場合には、その旨を		
	を監督員に報告する。		ガ伝により確認を11v1、適合してv1ると認められる場合には、その目を1 監督員に報告する。		
	b aの検討の結果、適合していないと認められる箇所がある場合、又は		b a の検討の結果、適合していないと認められる箇所がある場合、又は		
	監督員から適合していない箇所を示された場合には、受注者に対して		監督員から適合していない箇所を示された場合には、受注者に対して指		
	指示すべき事項を検討し、その結果を監督員に報告する。		示すべき事項を検討し、その結果を監督員に報告する。		
	c 受注者が必要な修補等を行った場合は、これを確認し、その内容を		c 受注者が必要な修補等を行った場合は、これを確認し、その内容を監		
	監督員に報告する。		督員に報告する。		
	d c の結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等		d cの結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等		
	の取扱いは、b、cの規定を準用する。		の取扱いは、b、cの規定を準用する。		
	(イ) 工事請負契約に定められた指示、検査等		(イ) 工事請負契約に定められた指示、検査等		
	工事監理等業務委託仕様書に定められた試験、立会い、確認、審査、協		工事監理等業務委託仕様書に定められた試験、立会い、確認、審査、協		
	議等(設計図書に定めるものを除く。)を行い、その結果を監督員に報告		議等(設計図書に定めるものを除く。)を行い、その結果を監督員に報告		
	する。また受注者が試験、立会い、確認、審査、協議等を求めたときは、		する。また受注者が試験、立会い、確認、審査、協議等を求めたときは、		
	速やかにこれに応じる。		速やかにこれに応じる。		
	(ウ) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検		(ウ) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検		
	查		查		

	【令和2年度版】		【令和5年度版】	摘要
第2章	第2節 工事監理等業務の実施	第2章	第2節 工事監理等業務の実施	
	受注者の行う工事が、設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ破壊検査が必要と認められる理由がある場合には、監督員に報告し、監督員の指示を受けて、必要な範囲で破壊して検査する。  工 関係機関への手続等 (7) 受託者は、工事監理等業務の実施に当たっては、当局が行う関係機関等への手続及び立会いの際に協力しなければならない。また、受託者は、工事監理等業務を実施するため、関係機関等に対する諸手続及び立会いが必要な場合は、速やかに行うものとする。 (4) 受託者は、別表-1「主な官公署への申請手続一覧表」により委託対象工事に必要な手続について事前確認を行い、工事に支障のないようにしなければならない。 (ウ) 受託者は、建築基準法等の法令に基づく検査に必要な書類の原案を作成し監督員に提出し、またその検査に立会わなければならない。 (エ) 受託者は、関係機関等と打合せを行った場合は、その内容について、書面(打合せ記録簿)に記録し、監督員に報告しなければならない。  オ 工事現場の安全管理の確認		受注者の行う工事が、設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる理由がある場合には、監督員に報告し、監督員の指示を受けて、必要な範囲で破壊して検査する。  工 関係機関への手続等 (7) 受託者は、工事監理等業務の実施に当たっては、当局が行う関係機関等への手続及び立会いの際に協力しなければならない。また、受託者は、工事監理等業務を実施するため、関係機関等に対する諸手続及び立会いが必要な場合は、速やかに行うものとする。 (4) 受託者は、別表-1「主な官公署への申請手続一覧表」により委託対象工事に必要な手続について事前確認を行い、工事に支障のないようにしなければならない。 (ウ) 受託者は、建築基準法等の法令に基づく検査に必要な書類の原案を作成し監督員に提出し、またその検査に立会わなければならない。 (エ) 受託者は、関係機関等と打合せを行った場合は、その内容について、書面(打合せ記録簿)に記録し、監督員に報告しなければならない。	
2. 2. 3 工事監理等業 務実施計画書	<ul> <li>受託者は、受注者が行う工事現場の安全管理が適切であるか否か確認し、その結果を監督員に報告する。</li> <li>力 関連工事との調整業務</li> <li>キ 現場及び工場等における特殊な作業方法、仮設方法及び工事用機械器具について検討・助言する業務         受託者は、特許権その他第三者の権利の対象となっているものは、契約書第7条(特許権等の使用)に規定する「特許権等」の対象と同様に取り扱う。</li> <li>(1) 工事監理等業務実施計画書の作成         受託者は、契約締結後14日以内に工事監理等業務実施計画書を作成し、監督員に提出し承諾を受けなければならない。</li> <li>(2) 記載事項         工事監理等業務実施計画書には、次の事項を記載するものとする。         ア 工事監理等業務の目的         (イ) 工事監理等業務実施計画書の適用範囲         (ウ) 工事監理等業務実施計画書の適用を合         (エ事監理等業務実施計画書の適用基準類         (オ) 工事監理等業務実施計画書の適用基準類         (オ) 工事監理等業務を計画書に内容変更が生じた場合の処理方法         イ 工事監理等業務体制         (ア) 工事監理等業務の指示系統図を作成する。         (イ) 工事監理等業務運営計画</li> </ul>	2. 2. 3 工事監理等業 務実施計画書	型 関連工事との調整業務     型 現場及び工場等における特殊な作業方法、仮設方法及び工事用機械器具について検討・助言する業務     受託者は、特許権その他第三者の権利の対象となっているものは、契約書第7条(特許権等の使用)に規定する「特許権等」の対象と同様に取り扱う。     (1) 工事監理等業務実施計画書の作成     受託者は、契約締結後14日以内に工事監理等業務実施計画書を作成し、監督員に提出し承諾を受けなければならない。     (2) 記載事項     工事監理等業務実施計画書には、次の事項を記載するものとする。     ア 工事監理等業務の目的() 工事監理等業務の目的() 工事監理等業務実施計画書の適用範囲() 工事監理等業務実施計画書の適用を合(エ) 工事監理等業務実施計画書の適用基準類(オ) 工事監理等業務実施計画書の適用基準類(オ) 工事監理等業務実施計画書に内容変更が生じた場合の処理方法     イ 工事監理等業務体制(ア) 工事監理等業務体制(ア) 工事監理等業務体制(ア) 工事監理等業務体制(ア) 工事監理等業務体制(ア) 工事監理等業務(工具) (日)	場の気概の防止等の確認・報告」で記載したため削除 番号の修正 番号の修正
	a 現場定例会議の開催に係る事項(出席者、開催時期、役割分担、その他必要事項)を記載する。 b 協力会社を定めた場合及び複数の職種で工事監理等業務を行う場合の相互の連絡調整の方法及びその責任者等を記載する。 ウ 工事監理等業務方針 (ア)工事監理等業務の内容に対する業務の実施方針及びその業務の具体的な内容を記載する。 (イ) 別表-2「工事監理等業務処理区分表(受託者用)」に示された確認業務を実施するための業務事項に応じた立会いの内容、頻度等を記載する。 エ 事監理等業務工程計画 工事監理等業務工程表に工事監理等業務技術者の配置予定期間及び配置予定技術者数等を記載する。対象工事の実施工程との整合を図るため、受注者から提出される工事の実施工程表の内容を十分検討の上、作成する。検討		a 現場定例会議の開催に係る事項(出席者、開催時期、役割分担、その他必要事項)を記載する。 b 協力会社を定めた場合及び複数の職種で工事監理等業務を行う場合の相互の連絡調整の方法及びその責任者等を記載する。 ウ 工事監理等業務方針 (ア) 工事監理等業務の内容に対する業務の実施方針及びその業務の具体的な内容を記載する。 (イ) 別表-2「工事監理等業務処理区分表(受託者用)」に示された確認業務を実施するための業務事項に応じた立会いの内容、頻度等を記載する。 エ 工事監理等業務工程計画 工事監理等業務工程表に工事監理等業務技術者の配置予定期間及び配置予定技術者数等を記載する。対象工事の実施工程との整合を図るため、受注者から提出される工事の実施工程表の内容を十分検討の上、作成する。検討	

	【令和2年度版】		【令和5年度版】	摘要
第2章	第2節 工事監理等業務の実施	第2章	第2節 工事監理等業務の実施	
2. 2. 4 工事監理等業 務報告書	に用いた実施工程表についても参考として添付する。 (3) 資料の提出 監督員が指示した事項については、受託者は更に詳細な業務の計画に係る資料を提出する。 (4) 重要な変更 工事監理等業務実施計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にし、監督員に報告の上、その都度監督員に変更工事監理等業務実施計画書を提出しなければならない。この場合、受託者は変更する工事監理等業務の実施14 日前までに変更工事監理等業務実施計画を監督員に提出し、承諾を受けなければならない。 (5) 計画書に基づく工事監理の実施受託者は、監督員の承諾を受けた工事監理等業務実施計画書及び変更工事監理等業務実施計画書に基づき、工事監理等業務を実施しなければならない。 受託者は、監督員の承諾を受けた工事監理等業務を実施しなければならない。 受託者は、工事監理等業務の実施内容等について、次の書類を作成し、監督員に提出する。 (1) 工事監理等業務月報主要な月間の工事監理等業務の実施内容及び翌月の予定について、月間業務実施内容報告書及び月間業務予定報告書に各工事監理等業務の内容を簡潔に記載する。 (2) 工事監理等業務日報に、日々の工事監理等業務内容について、簡潔に記載する。 (3) 記録写真受託者が、検査、立会い、現場での確認等を行った際には、その立会い状況等を撮影し整備する。 (4) 提案書 受注者が提出した協議書を検討し、提案書に受注者に対し指示等をすべき事項及び受託者の提案事項を簡潔に記載し、検討資料とリンクさせて取りまとめ	2. 2. 4 工事監理等業 務報告書	に用いた実施工程表についても参考として添付する。 (3) 資料の提出 監督員が指示した事項については、受託者は更に詳細な業務の計画に係る資料を提出する。 (4) 重要な変更 工事監理等業務実施計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にし、監督員に報告の上、その都度監督員に変更工事監理等業務実施計画書を提出しなければならない。この場合、受託者は変更する工事監理等業務の実施14日前までに変更工事監理等業務実施計画を監督員に提出し、承諾を受けなければならない。 (5) 計画書に基づく工事監理の実施受託者は、監督員の承諾を受けた工事監理等業務実施計画書及び変更工事監理等業務実施計画書に基づき、工事監理等業務を実施しなければならない。 受託者は、工事監理等業務の実施内容等について、次の書類を作成し、監督員に提出する。 (1) 工事監理等業務月報 主要な月間の工事監理等業務の実施内容及び翌月の予定について、月間業務実施内容報告書及び月間業務予定報告書に各工事監理等業務の内容を簡潔に記載する。 (2) 工事監理等業務日報 工事監理等業務日報 工事監理等業務日報 、日々の工事監理等業務内容について、簡潔に記載する。 (3) 記録写真 受託者が、検査、立会い、現場での確認等を行った際には、その立会い状況等を撮影し整備する。 (4) 提案書 受注者が提出した協議書を検討し、提案書に受注者に対し指示等をすべき事項及び受託者の提案事項を簡潔に記載し、検討資料とリンクさせて取りまとめ	
2. 2. 5 工事監理等業 務の速やかな 実施 2. 6 受注者 の禁止	る。 (5) 打合せ議事録     監督員等及び受注者との打合せ結果について、打合せ議事録に必要事項を記載する。 (6) 報告書     別表-2「工事監理等業務処理区分表(受託者用)」に示された報告事項については、内容及びその結果等を簡潔に記載した報告書を作成し、報告書の一覧表を作成し関係資料とともにとりまとめる。 (7) 提出時期     (1) から(3) までについては、原則として翌月のはじめに工事監理等業務月報として、(4) から(6) までについては、その都度速やかに、監督員へ提出しなければならない。  受託者は、受注者が時宜を失することなく工事施工できるよう、調査、検討、承認、助言等の工事監理等業務を速やかに行わなければならない。		る。 (5) 打合せ議事録 監督員等及び受注者との打合せ結果について、打合せ議事録に必要事項を記載する。 (6) 報告書 別表-2「工事監理等業務処理区分表(受託者用)」に示された報告事項については、内容及びその結果等を簡潔に記載した報告書を作成し、報告書の一覧表を作成し関係資料とともにとりまとめる。 (7) 提出時期 (1) から(3) までについては、原則として翌月のはじめに工事監理等業務月報として、(4) から(6) までについては、その都度速やかに、監督員へ提出しなければならない。 受託者は、受注者が時宜を失することなく工事施工できるよう、調査、検討、承認、助言等の工事監理等業務を速やかに行わなければならない。  受託者は、受注者の決定に係る工事用材料及び機器の製作者(その施工者を含む。)の選択については、関与してはならない。	

	【令和2年度版】		【令和5年度版】	摘要
第2章	第2節 工事監理等業務の実施	第2章	第2節 工事監理等業務の実施	
2. 2. 7 受託者の立会 い	受託者は、別表-2「工事監理等業務処理区分表(受託者用)」に定める立会い業務事項について、工事内容が設計図書等のとおり施工又は製作されているかどうか工事現場、製作所及び試験研究機関等で立会い確認する。なお、同一の材料・機械・工法等で繰り返し施工される工事又は試験の場合は、その初回の施工の確認を行うほか、対象工事の規模・階数を考慮し適切な時期を抽出し、必要な回数の立会いを行う。特にコンクリートの打込みや仕上げ材等で隠へいされる部分においては、入念に立会いを行う。	い	受託者は、別表-2「工事監理等業務処理区分表(受託者用)」に定める立会い業務事項について、工事内容が設計図書等のとおり施工又は製作されているかどうか工事現場、製作所及び試験研究機関等で立会い確認する。なお、同一の材料・機械・工法等で繰り返し施工される工事又は試験の場合は、その初回の施工の確認を行うほか、対象工事の規模・階数を考慮し適切な時期を抽出し、必要な回数の立会いを行う。特にコンクリートの打込みや仕上げ材等で隠ぺいされる部分においては、入念に立会いを行う。	
2. 2. 8 受託者の確認	受託者は、別表-2「工事監理等業務処理区分表(受託者用)」に定める確認業務事項について、工事の施行等に関する指示又は承諾をした事項(監督員が指示又は承諾した事項を含む。)及び各設計図書等に示された事項が適正に処理されているかどうか確認しなければならない。	ZICH WIEBU	受託者は、別表-2「工事監理等業務処理区分表(受託者用)」に定める確認業務事項について、工事の施行等に関する指示又は承諾をした事項(監督員が指示又は承諾した事項を含む。)及び各設計図書等に示された事項が適正に処理されているかどうか確認しなければならない。	
2. 2. 9 受託者の調査	受託者は、別表-2「工事監理等業務処理区分表(受託者用)」に定める調査業務事項について、監督員の承諾、確認、協議、立会い、手続等を必要とする事項は、 予め設計図書等と照合し、内容が適正であるかどうか調査する。	2. 2. 9 受託者の調査	受託者は、別表-2「工事監理等業務処理区分表(受託者用)」に定める調査業務事項について、監督員の承諾、確認、協議、立会い、手続等を必要とする事項は、 予め設計図書等と照合し、内容が適正であるかどうか調査する。	
2. 2. 10 受託者の報告	受託者は、別表-2「工事監理等業務処理区分表(受託者用)」に定める報告業務事項については、内容、その結果等を簡潔に文書に記載し、関係資料とともにとりまとめ、監督員に提出する。	2.2.10 受託者の報告	受託者は、別表-2「工事監理等業務処理区分表(受託者用)」に定める報告業務事項については、内容、その結果等を簡潔に文書に記載し、関係資料とともにとりまとめ、監督員に提出する。	
2. 2. 11 工事監理等業 務の完了	当局は、対象工事の検査合格及び受託者が提出する工事監理等業務報告書等の合格をもって工事監理等業務の完了とする。ただし、工事完了後に行われる法令に基づく諸検査等は、この限りでない。	工事監理等業 務の完了	当局は、対象工事の検査合格及び受託者が提出する工事監理等業務報告書等の合格をもって工事監理等業務の完了とする。ただし、工事完了後に行われる法令に基づく諸検査等は、この限りでない。	
2. 2. 12 現場派遣技術者	(1) 現場派遣技術者の選定     受託者は、着手に当たって、現場派遣技術者を選定し、監督員の承諾を受ける。現場派遣技術者を変更する場合も同様とする。また、現場派遣技術者の中から建築基準法に定められた工事監理者を選定する。 (2) 現場派遣技術者の要件     現場派遣技術者は、建築工事、建築機械設備工事及び建築電気設備工事の工事監理に必要な知識と経験を有する専門技師とする。また、原則として、工事ごとに現場派遣技術者を定める。 (3) 現場派遣技術者の交代     監督員は、現場派遣技術者が工事の助言、指導等について著しく不適当と認められた場合は、その理由を明示して交替を求めることがある。この場合、受託者は速やかに必要な措置を講ずる。 (4) 現場派遣技術者の人数     工事監理等業務期間中の現場派遣技術者は下表のとおりとする。なお、現場派遣技術者の派遣計画書を監督員に提出し承諾を受ける。	<b></b>	(1) 現場派遣技術者の選定     受託者は、着手に当たって、現場派遣技術者を選定し、監督員の承諾を受ける。現場派遣技術者を変更する場合も同様とする。また、現場派遣技術者の中から建築基準法に定められた工事監理者を選定する。 (2) 現場派遣技術者の要件     現場派遣技術者は、建築工事、建築機械設備工事及び建築電気設備工事の工事監理に必要な知識と経験を有する専門技師とする。また、原則として、工事ごとに現場派遣技術者を定める。 (3) 現場派遣技術者の交代     監督員は、現場派遣技術者が工事の助言、指導等について著しく不適当と認められた場合は、その理由を明示して交替を求めることがある。この場合、受託者は速やかに必要な措置を講ずる。 (4) 現場派遣技術者の人数     工事監理等業務期間中の現場派遣技術者は下表のとおりとする。なお、現場派遣技術者の派遣計画書を監督員に提出し承諾を受ける。	
	職種人数備考		職種人数備考	
	建築・機械・電気 監理に必要な人員 打合せ及び工事進捗状況等により専門 技術者が必要な場合に派遣する。		建築・機械・電気 監理に必要な人員 打合せ及び工事進捗状況等により専門 技術者が必要な場合に派遣する。	

	【令和2年度版】		【令和5年度版】	摘要
第2章	第3節 工事監理等業務の検査	第2章	第3節 工事監理等業務の検査	摘要
2. 4. 5 業務カルテの 登録	受託者は、特記事項で「業務カルテ」を定められた場合は公共建築設計情報システム(以下「PUBDIS」という。)に当該工事監理等業務の登録手続を行わなければならない。上記の登録手続は、業務完了後10日以内に行うものとする。受託者は、手続を行う前にPUBDISの仕様に基づき作成した「業務カルテ」を監督員に提示し、確認を受けなければならない。また、(一社)公共建築協会から発行された「登録受領書」を、監督員へ提出しなければならない。	2. 4. 5 業務カルテの 登録	受託者は、特記事項で「業務カルテ」を定められた場合は公共建築設計情報システム(以下「PUBDIS」という。)に当該工事監理等業務の登録手続を行わなければならない。上記の登録手続は、業務完了後10日以内に行うものとする。受託者は、手続を行う前にPUBDISの仕様に基づき作成した「業務カルテ」を監督員に提示し、確認を受けなければならない。また、(一社)公共建築協会から発行された「業務カルテ受領書」を、監督員へ提出しなければならない。	正式名称である「業務力ルテ受領書」に改訂。
	【登録先】 〒104-0033 東京都中央区新川1-24-8東熱新川ビル6F (一社)公共建築協会 公共建築設計者情報センター 電話 03-3523-0381 FAX 03-3523-1826		【登録先】 〒104-0033 東京都中央区新川1-24-8東熱新川ビル6F (一社)公共建築協会 公共建築設計者情報センター 電話 03-3523-0385 FAX 03-3523-1826	これまで「書籍」の問合せ先番号となっていたため修正。

		ַרד <u>ו</u>	和2年度	抗又】						( :	令和5年	度版】			摘要
1							別表-1								
															1
															     元引き先の財務局
	別表-1	主な官	公署への	申請手続一覧	表					別表-1	主な官公署へ 表中の〈〉はは		き一覧表		要領(令和2年4月
								工事区分	中請・届出の名称	提出者	提出先	提出期限	摘 要	法令	「主な官公署への 手続一覧表」の更新
区分	申請・届出の名称	届出先	提出時期	適用	法令	備考		共管理	道路占用許可申請	発注者(受注者代 行)	道路管理者	着工前	目的, 場所, 期間, 構造, 方法, 時期, 旧方法	道路法32条都道府 県,市町村条例	う改定
		道路管理者		目的、場所、期間				通施設	道路使用許可申請	"	警察署長	"	日的, 場所, 期間, 方法	(道交法) 77条	
共				時期、構造方法、				関 等		"	青绿石区	"	口中, 物力, 规则, 万齿	(建文体) 77米	
設				復旧方法	例			0		п	供給会社等	着工30日ま			
通等の	道路使用許可申請	警察署長	n	目的、場所、期間				係道				で			
関 道 路	支障移転請求	供給会社等	着工の30日	方法	77条			路使	工事负担金	п	n.	11			
使	文 1 年 1 9 年 1 日 1 N		前まで					用							
係   用	工事負担金	n	n					<b>华</b>	Strantist A. Code by the	ch Mr. A	64.65r.21-	No year	Fig. 18 Fig. 19 Fig. 1	(/±#24) 10 52 4	
等	標識の設置届	特定行政庁	計画通知由	主要用途、設計	- 東京都中高層			建建	計画通知〔確認中 請〕建築物,工作物		建架王争	着工前	昇降機及び昇降機以外の 電気・機械設備を含む。エ	(建基法) 18 [6] 条 (建基則) 1条	
	1K1000 V 1C (E/H			者、施工者、敷地				築	)	行)			作物は〈建基令〉138条		
				の位置、建築面									に指定されたもの		
				積、延べ面積、高				築物	建築工事屈	n .	知事	"	防火,準防火地域,都市計	〈建基法〉15条	
7-15			出した日ま での間	さ等	条例第5条第 2項			<sub>T.</sub>					画区域内及び10㎡を越 える場合		
建									建築物除却居	п	п	n	72.000	n n	
	計画通知(確認申請)	建築主事		昇降機及び昇降 機以外の電気・機		特定工程で指		関 作							
築				械設備を含む		物は中間検査		67.		事業者 (受注者)		1	高さ31mを越える建築物	(安衡法) 88条4	
4						が必要		物			署長	日の14日前 まで	等の建設,解体等	(安衡川) 90条	
築物.		特定行政庁	着工前	床面積の合計が	建築基準法第			係	п	п	労働基準局長		高さ100m を越える建築	(安衡法) 89条	
				10㎡を超える場	15条						審査会 (都道府		物等の建設	〈安衛則〉94条の	
-				合							県単位)			2	
	建築物除去届	特定行政庁	着工前	IJ	"				工事完了通知〔工	建築主又は建築	建築主事	完了した日か	設計図、計画書、系統図、	《建基法》18〔7〕	
									事完了届)	主 (監理業務受託		ら4日以内	平面図等を添付	条	
1 1 1				高さ31mを超え						者代行)"					
作		督署長	の14日前ま	る建築物又は工					自費工事願		道路管理者 警察署長	着工30日前まで		道路法 62条	
係			, and the second	作物の建設、改 造、解体又は破壊							音乐石区	ac C			
物				AT HE PARKS	則第90条				特定建築物届	受注者	知事	使用開始後1	所在地, 川途, 延面積, 構造	(ビル管法〉 5条	
	建築工事の計画届	労働基準局	n	高さ100mを超え	. 労働安全衛生							ヶ月以内	設備の概要, 建築物環境衛	*ビル管法・・・施行	
	(厚生労働大臣の審査			る建築物等の建						+6-50.6%-m-+ /	paiglest Almade		生管理技術者名その他	令第Ⅰ条に該当する	
	等)	(都道府県 単位)		設	労働安全衛生制 則第94条 2	₹			防火対象物使用届	施設管理者(工事委任局)	消防長(市町村 長,消防署長)	使用開始 7 口	設計書,計算書,系統図,平	建物 (火災予条例)	
		卑似.)			則第94余 2		ĺ					前まで	面図等を添付		
			- 21 -												
			21												
											- 21	-			

		רוֹ <b>ג</b> ו	和2年度	抗又】							【令和5年	丰度版】			
							別表一1								
									省エネ措置の届出	XX 计: 上·	知事	学工91日前	エネルギーの効率的利用	省エネ法75条、7	1
		特定行政庁	1	規定に適合して					10000000000000000000000000000000000000	25(12)	ZH-F	まで	のための指置	5条の2	
	(工事完了届)			いると建築工事 主事が認めれば	18条										
			1	土事が認めれば 検査済証を交付					建築リサイクル法 対象建築工事通知	π	"	着工前(着工 7日前まで)	特定建設資材の種類、着工 時期・工程の概要	建築リサイクル法1 1条	
		at at a constant at a		する											
3	体 仮使用認定申請	特定行政方 建築主事	1	安全上、防火上及び避難上支障が					特定粉じん排出等	II	n		石綿含有吹付け材、石綿含		
础	築			無いものに適用					作業実施届			まで	有保温材等	8条の15	
築	物 自費工事願	道路管理者 警察署長	着工の30日		道路法第62条				石納飛散防止方法	II	n	着工14日前	石綿含有吹付け材、石綿含		
関	<ul><li>特定建築物届</li></ul>			所在地、用途、延面	ビル管理法				等計画届			まで	有保温材等 (石綿使用面積15m2	4条第1項	
係	-	IN ACTIONAL		積、構造設備の概									以上、建築物延べ面積50		
	作		1	要、建築環境衛生管									Om2以上)		
,	物			理技術者名その他 (ビル管理法施行令											
				第1条に該当する				工事区分	中請・屈出の名称	提出者	提出先	提出期限	摘 要	法 令	
	防火対象物使用届	消防庁消防	   	建物)	火災予防条例第			電電	保安規程屆	発注者	経産省	着工前		〈電事法〉 42条	
	(5) (A) (5) (A) (A)	署長	前まで		56条第1項				主任技術者選任又	"	産業保安監督部 #	n		" 43条	
	保安規程届	経済産業省			電気事業法第				は解任届						
		産業保安監 督部	i		42条			気	受電届	,,	,,	<b>善会問</b> 版の 9	最大電力3,000kw以	# 27条	
	 主任技術者選任届	ll mh	"		電気事業法				文化曲	"	,"	○日前まで	上	電気使用制限等規則	
電					第43条									7条	
_	受電届	"	受電開始の 30日前まで	最大電力5,000kW	電気使用制限等 規則第7条			設力	工事計画届	"	"	着工30日前まで	受電電圧10kV 以上の需要設備	(電事法) 48条	
気 ,	電 工事計画認可申請	"		の上 受電電圧1万V		原子力発電所と波									
設	电				第47条	力発電等、特殊な発		備	使用前安全管理審 查申請	発注者(受 注者代行)		使用前自主検 査後30日以		# 51条の3項	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	工事計画届	"	,,,	受電電圧10kV以	電气車業法等	電所の設置		THE .	SECTION	在41(41)		内			
備	工 学 们 四 佃				48条、電気事					n					
	気				業法施行規則			関	自家用電気工作物		,,	使用開始後遅	譲受け又は借受けた場合	" 53条	
関	<b>法</b> 田 <i>龄中人赞</i> 西蒙士	,,,	体田类点子		第65条				使用開始屆	"		滞なく		and Marie	
	使用前安全管理審查 申請	"	使用前自主検査後30日		電気事業法第 50条の2				白宝田永复出田中		<b>季力</b> 今社	巻丁 <del>並</del>		(平信什·公约·3)	
係			前以内					係	自家用電気使用申 込		電力会社	着工前		電気供給約款電気需給約款	
	自家用電気工作物使用 開始届	11	使用開始後遅滞なく	譲受け又は借受 はた場合	電気事業法 第53条				電気需給契約	"	Н	供給承諾時		н	
	自家用電気使用申込み	電力会社		V) 12-99 []	電気供給約款				自家用電気工作物	,,	"	落成予定確定		"	
				l					落成予定通知			時			
			- 22 -												
			<b>-</b>								- 2	9 -			
											- 2.	<u> </u>			

気通	自家用電気工作物落成 予定通知 自主検査成績書 電灯・動力使用申込み 加入申込み(電話) 電 業	n n			』 』 』 電話サービス契 約約款	別表一1	通	自主検査成績書 電灯・動力使用中 込 計画届出	n n	" 分衡基準監督機関	送電前 着工前 工事開始30	非発用燃料タンク他	" " " 分安让第8 8条	
気通	自家用電気工作物落成 予定通知 自主検査成績書 電灯・動力使用申込み 加入申込み(電話) 電業 下	" " " (氢通信事 者(N T 等)	落成予定確 定日 送電前 着工前 利用意志確 定次第		ル ル 電話サービス契		通	電灯・動力使用中込	и	Н	着工前	非発用燃料タンク他	" " " 分安让第8 8条	
気通	自家用電気工作物落成 予定通知 自主検査成績書 電灯・動力使用申込み 加入申込み(電話) 電業 下	" " " (氢通信事 者(N T 等)	落成予定確 定日 送電前 着工前 利用意志確 定次第		ル ル 電話サービス契		通	電灯・動力使用中込	и	Н	着工前	非発用燃料タンク他	" " " " 分安让第8 8条	
気通	自家用電気工作物落成 予定通知 自主検査成績書 電灯・動力使用申込み 加入申込み(電話) 電業 下	" " " (氢通信事 者(N T 等)	落成予定確 定日 送電前 着工前 利用意志確 定次第		ル ル 電話サービス契		通	電灯・動力使用中込	и	Н	着工前	非発用燃料タンク他	リ リ 労安法第88条	
気通	自家用電気工作物落成 予定通知 自主検査成績書 電灯・動力使用申込み 加入申込み(電話) 電業 下	" " " (氢通信事 者(N T 等)	落成予定確 定日 送電前 着工前 利用意志確 定次第		ル ル 電話サービス契		通	電灯・動力使用中込	и	Н	着工前	非発用燃料タンク他	" " 労安注第8 8条	
気通	自家用電気工作物落成 予定通知 自主検査成績書 電灯・動力使用申込み 加入申込み(電話) 電業 下	" " " (氢通信事 者(N T 等)	落成予定確 定日 送電前 着工前 利用意志確 定次第		ル ル 電話サービス契		通	込		分衡基準監督機関		非発用燃料タンク他	" 労安注第8 8条	
気通	自家用電気工作物落成 予定通知 自主検査成績書 電灯・動力使用申込み 加入申込み(電話) 電業 下	" " " (氢通信事 者(N T 等)	落成予定確 定日 送電前 着工前 利用意志確 定次第		ル ル 電話サービス契		通	込		分衡基準監督機関		非発用燃料タンク他	労安法第88条	
気質	予定通知 自主検査成績書 電灯・動力使用申込み 加入申込み(電話) 電業 T	" " (気通信事 (N T 等)	定日 送電前 着工前 利用意志確 定次第		" " 電話サービス契		通		11	労働基準監督機関	工事開始30	非発用燃料タンク他	労安法第88条	
気質	予定通知 自主検査成績書 電灯・動力使用申込み 加入申込み(電話) 電業 T	" " (気通信事 (N T 等)	定日 送電前 着工前 利用意志確 定次第		# 電話サービス契		通	計画届出	"	労働基準監督機関	工事開始30	非発用燃料タンク他	労安法第88条	
気	電灯・動力使用申込み 加入申込み(電話) 電業 T 専用申込み	" 気通信事 注者(N T `等)	着工前 利 用 意 志 確 定次第		# 電話サービス契		通			Consisted attractions for the con-				
通	加入申込み(電話) 電業 工 専用申込み	意気通信事 注者(NT `等)	利用意志確定次第		電話サービス契		通			(労働基準監督署又 は人事委員会)	口前			
通	業 T 専用申込み	渚(N T `等)	定次第					加入中込	入居官署	電気通信事業者	利用意志確定		電話サービス契約	
	専用申込み	`等)			約約款				の長受注		次第		約款 2条(NTTの場	
	専用申込み				17条(NTTの場		信		者代行)				合)	
]		n	-		合)		IE	専用申込	"	п	п		専用サービス契約約	
1 1 1	自営端末設備の接続申		"		電話サービス契								款11条(#)	
電	自営端末設備の接続申				約約款条10条 ( ) )			自営端末設備の接 続要求	11	"	完成前		電話サービス契約約 款別記16専用サー	
信		IJ	完成前		電話サービス契			1205-71					ビス契約約款別記7	
気	請				約約款								(11)	
	航空障害標識を設置し航	· 亦 巳	着工前		82条(〃) 航空法第51条			航空障害標識を設 置しないことにつ	発注者	航空局	着工前 (4週間前ま		航空法51条	
設航	加至障害保険を改直し ないことについての申		有工則 (4週間前ま		加至伝第31宋		障	いての中請			7)			
空	請		で)				害							
備障	航空障害標識の設置届	I	工事完成時60 m すみやかに の物					航空障害灯の設置 届	11	"	工事完成時	60m以上の高さの物件 を設置するとき	" 《航空則》 1 2 7 条	
害			りがくかに のね		7条		電	高層建築物等予定	<b>発注者</b>	地方総合通信局	着工前	伝搬障害防止区域に3 Im		
関	高層建築物等予定工事地	力総合通	着工前 伝搬	股障害防止区	電波法第102条			工事届				を越える建築を行うと		
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	届信	闹		131mを超え	l I I I			高層建築物等工事	"	п	伝搬障害防止	き (建築中の場合)	電波法102条の3	
係			お見	±物を建てる				計画届			区域に指定さ	VEX.1 ************************************	TOTAL V BANKS	
電	高層建築物等工事計画	n	伝搬障害防(建)		"						れたとき			
	届		止区域に指	- Some Bell 2			波	一般放送の業務登	発注者 (等	地方総合通信局	(登録) 学務即	引込端子の数が501以	放送法第126条	
			定されたと					録申請及び業務開		Charles and the Control of the Control		上等の有線テレビジョン		
	<b>→</b> √0 × 1 , 1, 8 × 2 , × 11, 134		7	1 17 LHI -> ~ 20	大道ニュルタン			始届			月以上前) (開	施設の場合		
	有線テレビジョン放送 施設設置許可申請書		着工前 (3か月前) が50		有線テレビジョ ン放送法第3条			一般放送の設備の	11	п	始) 業務開始前 着工前(2週間	引込端子の数が51から	〈右通法〉第3条	
波				どの場合				設置届及び業務開				500までの有線テレビ		
	有線電気通信設備の設	IJ	着工前 引込	込み端子の数	有線電気通信法			始届		И	務開始前	ジョン施設の場合		
Ī	置届		(2週間前まが50		第3条			有線電気通信設備	n	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	着工前(2週間	引込端子の数が50端子	〈有通法〉第3条	
			で) 設の	)場合				設置届			前まで)	までの有線テレビジョン		
												施設の場合		
			- 23 -							- 23	_			
										20				

		<u> </u>	和2年度			   別表-1				【令和5年				摘到
l														•
						$\neg$ $\mid$ $\mid$								
								電柱共架申請書	n	電柱所有者(電力,通	着工前	電柱番号,電柱所在地,共		
	有線テレビジョン放送 電 業務開始届	送地方総合 信局		引込み端子が51 以上の施設及び						信事業者)		架設備內容等		
	电 247774751			50端子以下で自				同時再放送同意書	n	各放送局	п	アンテナの設置場所,加入		
電				主放送を行う施設の場合			201		1800 40 70	Number and Assertion of	26	者数,業務区域	Middle of the state of the stat	
	電柱共架申請書	電柱所有		電柱番号、電柱所			消	工品工品	注着代行)	消防長又は消防署長	着工10日前 まで	自動火災報知設備、ガス漏 れ警報設備等	消防法 17条の 14 ※注:甲種消防設備	
気	波	(電力、)	通	在地、共架設備內									士が届出	
	消防設備等着工届	信事業者)	_	容等 注意事項(1)参	治防注第17条の		防						〈消防則〉33条の 18	
設	1990欧洲 4月工畑	消防署長			14 ※注 消防			消防用設備等(特	n			非常警報设備、誘導灯、非		
備					設備士が届出			殊消防用設備等) 設置計画届出		防署長)	まで	常コンセント、無線通信補 助設備等	の2第1項	
1/用	消				(施行規則第33 条の18)			to Symmet 1 production 1 1				Total Committee		
関	電気設備設置届			変電設備(20kW以										
		町村長、河村長、河野長)	消始3日前まで	上内燃機関によ る発電設備、蓄電				電気設備設置届	n	п	設置工事開始	変電設備(20kW以上)	〈火災予条例〉57	
係	防	124		設備 4,800Ah・セ	1 1						7口前まで	内燃機関による発電設備, 蓄電池設備(4,800A	条第1項	
		2007 E 77		ル以上)等	SOLUTE SELECTION OF							由・セ以上)等		
	消防用設備等設置届		4日以内	注意事項(2)参 照	3の2			燃料電池発電設備 届出	n	11	n		火災予防条例第57 条第1項	
	水道工事申込兼工事加			案内図、配置図、	地方給水条例			лаш					<b>米第</b> 154	
	工承認申請	理者		配管図添付の上 承認を受ける(上				消防用設備等(特殊消防用設備等)	n	11	工事完了後 4 日以内	消防用設備等に関する図 昔及び同試験結果報告書		
	E			水道一給水装置)				設門届			FWN	新力 新	2	
給	工事完了届	"	完了時	工事完成図添付	"									
水	審査申込 給	11	着工前	指定された者が 施工審査を受け る			几事区分	中請・届出の名称	提出者	提 出 先	提出期限	摘要	法合	
	水 指定水道工事店工事材	<b>ф</b> "	完了時	工事竣工後工事	п	徐台		給水装置工事中 込書兼施工承認		水道中業管理者	着工前	案内図,配置図,配管図添 付の上承認を受ける(上水	〈給水条例〉	
設	查申込 給水申込	ıı	使用前	検査を受ける 申込後量水器取	n n		道		117月1八八			道一給水装置)		
	MAZN 平 A		(X/IIII)	中込後重水器取付け		7k	< A 会	工事完了屆	n	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	完了時	工事完成図添付	"	
備	専用水道確認申請	(国)厚生	労 着工前	給水量、水源の種			水	1.4761/田			20.1 kd	D-P/GAAANAU		
	用	働大臣 (その他)		別、地点水質試 験、施設の概要等		部		指定水道工事店 設計審查申込	11	"	若工時	指定されたものが施工審 査を受ける	"	
	水	都知事					V	11X月11年121十八				正と又いる		
	道					傾	ì	指定水道工事店 工事檢查申込	п	п	完了時	工事竣工後工事検査を受 ける	И	
						茂	1	給水申請	п	n	使用時	申込後量水器取付	п	
			- 24 -							- 24	-			
										21				J

【令和2年度版】							【令和5年	度版】				摘要
	別表-1											
				専川水	道確認申 発	浴注者	知事	着工前	給水量, 水源の着 水質試験, 施設の		水道法50[33]条 〈水道則〉21条	
専用水道 給水開始前の厚生労働大使用前 水質検査、施設検水道法領	第13条、	係	水道			· 注者(受	知事	使用前	水質検査,施設検		水道法50[13]条 〈水道則〉10条	
届   E   查   34条     給   施行規     条、119	見則第10 条		高架水	計画通知	口[確認申 発	注者代行)	建築 ì:事	着工前	配置図,平面図,面図添付	構造図, 断	〈建基法〉88条(1 8[6]条)	
水 高 さ 8 m を計画通知(工建築主事 着工前 配置図、平面図、建築基準超える高架作物申請) 構造図、断面図添条	<b>準法第88</b>		槽高さ8 m	工事完	7屆 "	,	H.	完了した日か 64日以内	検査を受けて検 領	合済証受	〈建基法〉18[7] 条	
改   水槽	<b>準法第</b>	排	超過公		計画届 発	ě注者(受	公共下水道管理	着工前	工事調書, 案内	図,配置図	(建基合) 138条 (地方下水道水道条	
備 工事完了届 " 完了 した 日検査を受けて検建築基準から4日以内 査済証を受領 条、7 9			共下水		百	主者代行)	者		添付排水設備技術	将者選任:	<b>(9</b> 1()>	
施行令第	第138条	水	道 に	工事完	了届(除外 "	,	н	完了した日か ら5日以内	検査を受け検査	正受領	п	
届     管理者     図、配置図添付、例       排 公共下水道     排水設備技術者       水に下水排水     専任		設	下水排		畑 "	,	"	使用前	新設開始,休止加	設の再現	И	
A (C   Alpen	n		出		定施設設 発	· 注注者	公共下水道管理者	又は特定施設	施設の種類,構 法,処理方法,?			
汚水排出届   河川管理者 使用前   汚水の水質、量、河川法1   河川に50m <sup>3</sup>   処理方法、排水方	:16条	備		ミウム				となった日か ら30日以内	量,その他			
水				等料排厂	定施設使 発 届(現に 注	计者代行又	н	使用開始から 30日以内	n		〈下水法〉12条の 3第2項、第3項	
ス関	業法 供給規程	関		部	の施設を は 世してい もの)	は使用者)						
遊係 市	鄂)火災予	係	公共用	特定施		ě注者	知事 (市長)		施設の種類,構 法,処理方法,?			
防署長、市   系統図、平面図等 防条例   町村長)   を添付   を添け   次   消防用設備等着工届   消防長又は着 T 1.0 日 前設計書、系統図、消防決策			水域にカ	特定施		発注者(受 注者代行)	n n	特定施設になった日から3		告,使用方	〈水溪法〉 6条	
TOTAL CONTROL OF THE PROPERTY	消防設備		ドミウム			くは使用者		0日以内 総量指定地域	2 治	域その他生	は河川、湖沼、港湾、沿岸 大の用に供され	
消防用設備等設置届	同法施行へ、の量により		など排出					については制 令施行の日か ら60円以内	实		これに接続する公共暗 ・用水その他公共の用に 各をいう。	
	and a second of a second											
- 25 -							- 25	-				

			行	和2年度	版】							【令和5年	度版】			摘
1							別表一个									
							<b>¬</b> ∣ ┌──									<del></del>
									河	以 汚水排出届	発注者(受	河川管理者	使用前	汚水の水質, 量, 処理方法,	河川法16条	
		高圧ガス製造	<b>都知</b> 東	制造開始20	ガスの種類、製造	卓圧ガス保安注			河 川 に 50	あ 汚水	注者代行)			排出方法		
		許可申請	Albyh 4.			第5条			n&/ E	水排出						
						冷凍保安規則第		地	政	建築物用地下水	举注者	知事 (指定都市の長)	着工前(国は協	揚水設備の配置, 構造図添	〈地下水法〉5 [4]	
	1日の冷凍					3条		F	- 1	採取許可申請	500,000,000	ми оперы	議のみ)	付	条	
		製造施設完成	n		検査を受けて検	1 1 1			指			п				
	ガス50トン 以上、その他					第20条 冷凍保安規則第			定地	地下水採取届	,,,			使用している地下水揚水 設備の用途,構造,場所	(地下水法) 6条 (地下水則) 4条	
冷	の高圧ガス	I				21条			X				ヶ月以内	「以間マンパロス広、特人に、参加プ	VB [7/04// 4-K	
凍		高圧ガス製造	n,	製造開始時		高圧ガス保安法		係								
設		開始届				第21条		L		浄化槽設置届		知事,保健所の設置		見取図, 形状, 構造, 大きさ	净化槽法 5条 既設	
備						冷凍保安規則第		深 浄			注者代行)	する市にあっては市	まで(型式認定) 浄化槽は10		建物に新たに浄化槽 を設置する場合	
関		-tar- 18 - fluivie		Mal Mr. HH II		29条		化					口前まで)			
係	1日の冷凍	高圧ガス製造 届	"		ガスの種類、製造 施設明細添付	高圧ガス保安法 第5条		槽		計画通知〔確認中	発注者	建築主事	n	п	〈建某法〉18[6]	
	能力フロンガス20トン	/ш		H III & C		冷凍保安規則第		関係	-	請〕					条	
	以上50トン					4条		PK		工事完了届	発注者	建築主事	完了した日か	検査を受け検査済証受領	〈煙基法〉18[7]	
	未満、その他	1								計画通知〔確認中			ら4日以内		条	
	<ul><li>の高圧ガス</li><li>3 トン以上</li></ul>									請〕に基づく					中に中間検査が行われ	
	20トン未満							消	_	防火対象物使用	発注者 (受	消防長(市町村長消	使用前	設計書, 計算書, 系統図, 平	(寸法,水張り等)。	
	構造檢查		労働基準原	司製造後	検査を受け刻印	労働安全衛生法		火		届	注者代行)	防署長)		面図等を添付	第56条の2第1項	
ボ設			長		及び明細書に検	第38条		設	_							
イ備					査済印を受ける			開開								
ラ関						容器安全規則第 5条		係								
係	設置届		労働基準	監設置30日前	明細書、構造検査											
及	新				済証、配置図、配			ガガ	_	申請・届出の名称		提出先	提出期限	摘要	法 令	
び	設				管図、据付主任者	10条、16条、85		"	市	ガス工事申込書	注者代行)	供給会社	着工前	設計図, 建物平面図	〈ガス法〉17条供 給規程	
第	0)				選任	栄		ス	ガ							
	時 落成検査	至届	II.	落成時	検査を受け検査	安衛法第38条			<b>д</b>			No.			Number 2	
1.35						* * イラー規則				液化石油ガス斯蔵 又は取扱いの開始		消防長又は消防署長	着工前	取扱数量,位置,構造,消防 設備の概要	消防法9条の23 (危険令) 1条の10	
圧						14条、59条				居 (300kg以				Profiles a longer	705 N/ 1967 10	
力	ボイラー	-据付工事作業	IJ	据付前	技能講習修了者	は、イラー規則第			油	[:貯蔵の場合]						
容器	主任選任			access of 1878		16条			ガっ	集心合で 38 - 38 - 38 - 38 - 38 - 38 - 38 - 38	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	/order	State and the second	Prain attitute State of the	/#WY2840 01 / 0	
征								係		特定高圧ガス消費 者の消費の届(液	"	知事	消費開始20 日前まで	位置, 構造, 設備, 消費の方法	〈高ガス法〉24条2	
										果酸素3,000						
				- 26 -								- 26	-			
							<b>-</b> '									

【令和2年度版】	【令和5年度版】	摘要
	別表一1	
	k g以上等)	
使用再開検査 労働基準監竣工時 構造図、明細書、安衛法第38条 再		
中     督署長   配置図   ボイラー規則第	液化石油ガス設備 π π π 完了時	
	工事届 (床面積 1,     の3       000ml以上の事     (液ガス則) 86~	
用	務所等で貯蔵能力 88条	
	500kg超の場	
時	合)	
火る熱風炉・炉か火を使用する消防長(消着エ7日前設備概要、配置図消防法第9条	冷     — そ     高圧ガス製造     発注者(受 知事     製造開始の2     ガスの種類、製造計画書添 (高ガス法) 5条第       日のの     他 許可中請     注者代行)     0 日前まで 付     1項	
を設 まど・ボイラ   設備等の設置   防署長、市まで (東京都)火災予   町村長)   防条例		
使備一(小型以	凍   緑 女   製造施設完成	
用関下)		
す係	プログログ アフィッカン カンド カンド カンド カンド カンド カンド カンド カンド カンド カ	
<b>と</b> 除物児生脱叔孝滉和知東リ州選ばしたも、	20   検査申請   領	
1930   1930	以 《冷凍則》829条	
定倍 消防署長 関する政令第31	備   上	
危 数以 条 (CUIO to a Hattile)	5-1-2 で定める値	
量上     危険物の規制に       関する規則48条	を〈高ガス令〉3-2 関	
物 00	- 20 そ 高圧ガス 発注者 (受 知事 製造開始の 2 ガスの種類,製造施設則細 高ガス法 5条第 2 項	
の 危険物設置許可申請都知事又は着工前 製造設備、構造明消防法第11条 (学)とは 10 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12		
(製造所、貯蔵所、取市町     細添付     危険物の規制に       製     投所)     村長       指     投票	O	
這	が t る	
第88条	フネ 3ト ロ 満 以 ン	
数   水張、水圧検査申請   1   施工中   容器に配置、付属   危険物の規制に	ガ 上 20	
量 品を取り付ける関する政令第8 蔵 前に申請 条		
所 🖔		
・ 上 完成検査申請	ボ 新 構造検査申請 製造者 登録製造時検査機関 製造後 検査を受け刻印及び明細 (安衛法) 38条	
取	イ (又は労働基準局 書に検査済印を受ける 〈ボイラー則〉5条	
扱	ラ     長)       (ボイラー則) 51条       (ボイラー財) 51条	
前   │ 取扱届出	1     設       及     (第1種圧力容器)       ※注 現場組立の	
	び                      ボイラーにあって	
数一	第	
	一の構造検査を受ける	
の上	種	
5	圧     設置届     発注者(受)     労働基準監督機関     設置30日前     明細書,構造検査証,配置     (安備財) 88条       カ     も     注者代行)     (労働基準監督署長     まで     図,配管図,据付主任者選     (ボイラー則) 10	
	容 又は人事委員会) 任 条, 16 条, 85 条	
- 27 -		
	- 27 -	

. 1	【令和5年度版】	摘要
一 1	表一1	
	器	
ばい煙発生施設設置都知事又は着工60日前ばい煙発生施設大気汚染防止法	設 の   (第1種圧力容器)   (第1種EEEEEEEEEEEEEEEE	
	関 [落成検査申請] 発注者(受 " 落成時 検査を受け検査証受領 〈安備註〉38条	
用方法、処理方法10条、31条	保   注者代介	
煙 施行令第13条	〈ボイラー則〉59 条 〈グス・A The Act of the CATER】〉	
関   地方条例	(第1種圧力容器)	
係 指定地域内特定施設設置都知事又は着工30日前特定施設の種類騒音規制法第6		
가 바 를 바 를 다 보고 있는 이번 이 이 후	再 使用再開検査 注者代行) 労働基準監督機関 竣工時 構造図、明細書、配置図 〈安衛法〉38条	
を設ける場 止方法、配置図 地方条例	使 (労働馬準監督署長 (ボイラー則) 46	
音合	用     又は人事委員会)     条       の     (第1種圧力容器)	
関   特定施設使用   #   特定施設と   #   服音規制法第7     係   届   なった日か   条1項	<del>8</del> 3	
係   届   なった日か   条1項     ら30日以内	0)	
指定地域内特定施設設置 都知事又は着工30月前特定施設の種類振動規制法第6	小   設置報告   受注者   労働基準監督機関   竣工時   構造図、明細書、配置図   (ボイラー則) 9 1	
振に特定施設届 市長村長 まで ごとの数、振動防条、23条	型 (労働馬準監督署長 条 マは人事委員会) (小型ポイラー, 小	
動 を設ける場 止方法、配置図 地方条例	- A 型IT:力容器)	
関 合		
係		
計画通知(昇降機) 建築主事 着工前 建築配置図、昇降建築基準法		
昇     ・設置届     廃止前     据付平面図、断面 第 6 条       ・廃止届     完了時     図等、構造詳細図 同法施行規則		
機	工事区分 申請・届出の名称 提出者 提出化 提出期限 摘要 法令	
クレーン設置届 労働基準監設 置工 事 開吊上げ 荷重 3 ト労働安全衛生法		
ク	火     熱     火を使用する設備等の     発注者 (受 消防長, (市町村 者工 7 日前 設備概要, 配置図 消防法9条 (火災 )       を     炉     設置届 注者代行)     長, 消防署長)     まで     ア条例)	
で 明細書、組立図、クレーン等安全	使   炉	
強度計算書、据付規則第 5 条、11 周囲状況、基礎概条	''   表	
2	サ   SR	
之。1955和黑豆	設   1	
証、組立図、据付第88条		
が 箇所の周囲の状 ゴンドラ安全規	図	
ド	危 指 指         知事又は市町村	
ラ   付   付	険   定   危険物保安監督者選任   発注者 (受 長, 消防署長   選任したと   消防法13条	
	物 定 数 届 注:者代行) き遅滞なく (危険令) 3.1条 (危険令) 4.8%	
	の   量   (危険型 48条   製 数 の	
	造 30	
- 28 -		
	- 28 -	

【令和2年度版】				[f	3和5年度	版】			摘要
引表一1	別表-1								
		量 倍							
	貯	以 過							
	蔵	ı —		発注者 (受	知事又は市町村長	着工前	製造設備,構造明細添付	消防法11条	
	- Fi		造所・貯蔵所・取扱所)	1				〈危険令〉6条	
	扱 <u></u>	他	水張,水厂検査申請	製造者	"	施工中	容器に配管, 付属品を取 り付ける前に中請	〈危険令〉8条の 2の2	
	係		完成檢查申請	発注者(受 注者代行)		完成時	検査を受け検査証受領	〈危険令〉8条	
		指定数量の15以上	少量危険物の貯蔵の・取 扱届出	発注者(受 注者代行)	消防署長	完成時	品名,数量等	(地方火災予条 例)	
	lă tr		ばい煙発生施設設置届	発注者 (受 注者代行)	知事又は市長	着工60日 前まで	はい煙発生施設の種類。 使用方法, 処理方法	〈大気法〉 6条 〈大気法〉 10条	
	煙埃			1041017		HOLE	DOILY OF A SECTION	(大気法) 31条 (大気法) 31条 (大気令) 13条 (地方条例)	
	Tan-	_	工等計画届出	II.	終達省 産業保安監督部	着工30日 前まで	・ディーゼル機関及び ガスタービン:50リッ トル/h以上:	〈電事法〉48条	
							<ul><li>・ガス機関及びガソリン機関:35リットル/ h以上</li></ul>		
	振	指定地域内に特定建設	特定建設作業実施届	発注者(受 注者代行)	知事	作業開始7 日前まで	特定建設業の種類,場 所,期間,振動防止の方		
		特定建設作業を	工事計画届出	ll ll	経産省		法等 1機関当たりの原動機		
	係				産業保安監督部	前まで	の定格出力が7.5kW以 上の圧縮機 (振動規制法に規定す る指定地域内に設置す		
							る場合に限る)		
					- 29 -				
									_

【令和2年度版】		【令和5年度	版】	摘要
<u></u> 引表-1	別表一1			
				(縣音法) 6条
	型 数 内	注者代行)	前まで 数, 騒音防止方法, 配置 図	(騒音法) 25条 (地方条例)
	に特	"	lect)	A-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1
	騒 指定地域以 ・ 特定施設以 ・ 対域 ・ 内に ・ 特定施設 ・ 関 散 特定施設 ・ 特定施設 ・ 大変 ・ 大変	<b>受</b> 使用届	特定施設と "	(騒音法) 7条
	を設けて では、 では、 では、 では、 では、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に		1 1	※注 指定地域と
	係る場合			なった場合の既存
	工事計画展	経産省 可届出 // 産業保安監督部	内 着工30日 1機関当たりの原動機	施設
	1.3411(400)	"	前まで の定格出力が7.5kW以	(1041A) 40%
			上の空気圧縮機及び送	
			風機	
			(騒音規制法に規定す	
			る指定地域内に設置す る場合に限る)	
	計画通知者	n書(昇降機) 発注者(受 建築主事	<b>建築配置図</b>	(建基注) 6条
	昇   ・設置店		着工的 昇降機据付平面図	〈兼規則〉 1条
	降 一 ・廃止届	l l	廃止前  横断面図等	
	・完了届		完了時 構造詳細図	
	クレーン設		1 1	(安衡法) 88条 (安衡令) 13条
		注者代行) (労働基準監督署 長又は人事委員		(女帽守) 13架 (クレーン則) 5
		(会)	基礎概要等添付	条
	ク クレーン設	一設置報告書 発注者(受 労働基準監督機関	クレーン設 つり上げ荷重0.5トン	〈〈安徽令〉13条
	\( \nu \) -	注者代行) (労働基準監督署	1 1	〈クレーン則〉1
		長又は人事委員		1条
		会)		
	ゴ ゴ ゴンドラ散		<ul><li>設置工事開 明細書,検査済証,組立</li><li>始30日前 図,掛付ける箇所の周囲</li></ul>	l I
	F   -	長又は人事委員	1 1	
	ラ	会)		
		- 30 -		

		<b>I</b> I⊃	<b>小口 乙</b>	_+	-	X.J			口小口	54	<b>送版</b> 】			摘要
-2							別表一2							
														<b>¬</b>
														財務局版工事
							別表-2	工事監理等業務処理区分	表(受	<b>泛託者</b> 月	刊)		※必要に応じて	務委託仕様書( 4月)の監理第
		別表-2 工事監理	9.	終加	1.理区	分表 (受託者用)		处理区分		3	<b>泛託者</b>		備考	区分表を準用し
		715X 2 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	. 17	1777	—<	7 X (XIICI/II/	業務等		立	調	確報	指任	<del>\( \frac{1}{2} \)</del>	の項目を追加
									会	査.	認告	導達	46	部分)
	_	担当	受	計	£ 者		官公署への	の届出手続き等 	ļ	0		ļ		
			立	調	確す		工.事実績情	吉報の登録		0				
		処理区分	会			横 考	提出書類							
業	務	事項	W	査	認行	<u></u>		工事着手届		0				
		工 事 着 手 届		0				工事工程表		0		ļ	指定工事がある場合は確認	
	着	工事工程表		0		指定工事がある場合は確認		現場代理人通知書等		0			経歴書添付	
		現場代理人通知書等		0		経歴書派付		施工計画書		0			ISO9001 適用工事の場合は 品質管理計画表も含む	
	手	# + = = =				IS09001 適用工事の場合は		主要資材発注先予定表			0			
	時	施工計画書		0		品質管理計画表も含む		工事月報			0			
	,	主要資材発注先予定表			0			既済部分検査請求書		0				
書		工 事 月 報			0			中間検査請求書		0				
	施	既済部分検査請求書		0				材料検査請求書		0				
	旭	中間検査請求書		0				材料検査報告書			0			
		材料検査請求書		0				材料試驗結果報告書			0			
	_	材料検査報告書			0			承諾申請書			0			
		材料試験結果報告書			0			官公署関係手続			0			
		承諾申請書			0			工事施工記録写真						
	時	官公署関係手続			0			打合せ簿及び作業日報			0			
	h4	工事施工記録写真			0			工事完了届		0				
類		打合せ簿及び作業日報			0			工事関係書類引渡し一覧表 工事事放報告書		0 *				
	完了	工事完了届		0				工事中収取宣者		*			必要により受注者の調書を添付	
	時	工事関係書類引渡し一覧表		0				工事発生材料引渡書	ļ		*	<del> </del>		
	必	工事事故報告書		0		受注者の報告書添付		T.事変更に関するもの		*		†	「受注者等提出書類基準」第1章8 施	
	要	工事中止及び中止解除等		0		必要により受注者の調書を添付		〇〇(変更)報告書		*		<del> </del>	工に関するものによる 名称、代表者、その他の変更	
	時	工事発生材料引渡書			0			受注者の工事関係者に関する措置要 业		*			现場代理人、下請負業者等	
							施工体制台	<del></del>		0		†	東京都工事施行適正化推進要綱第6	
							別契約の関	<b>関連工事</b>		0				
							疑義に対す	する協議等		0	0			
							設計変更・	工事中止等		0	0 0		工事請負契約書17条~29条、43条	
							建設副産物		*		0			
			-	30 -	-		関係者への	の広報等		0				
										- 32 -				

		【令	和2	2年	F度	版】			[=	令和	5年	度版	<b>Z</b> ]				摘要
) -								別表一	-2								
																$\neg \top$	
-									処理区分		2	受 託 者			備考		
	_	担当	受	: #	托	者			業務事項	立	調	確	報生	指伝			
					確	報	備考		設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等	<u>숙</u> 0	査 〇	部	告	導達	工事請負契約吉16条		
		処理区分	会い	杏	認	告			条件変更等	0	0		0	******	工事請負契約書17条		
業	務	事項	ļ.		,,,,				T.事と設計図書との照合・確認	ļ	0	0	<u>-</u>				
	必	工事変更に関するもの		0			「受注者等提出書類基準」第1章		工事現場定例会議等	*							
書	,eu						8 施工に関するものによる		工程表(実施、月間、工種)		0		0				
類	要	○○(変更)報告書		0			名称、代表者、その他の変更		総合施工計画書		0		0				
规	時			0			現場代理人、下請負業者等		(総合的な計画・安全体制・仮設計画)								
		関する措置要求					NAME OF TAXABLE PARTY.		工種別施工計画書		0		0				
		協議書等	_	0	_				品質管理 施工図(製作・加工・原寸)		0						
		材料 検査	0		_	0			工事報告書等		0	0					
		敷 地 調 査	0		0	0			試験・施工等の記録		0						
		実 施 工 程 表		0					施工中の安全確保					*			
		関連工事との調整	0	0		0			緊急時の措置	0	0		0				
		詳細図等			0		施工原付図、施工図等(監督員				0						
	-		+	_	-		の指示による承諾を含む)		材料等の見本確認(使用材料の確認)		0						
施		施 工 計 画		0					材料の検査等	0		0	0		材料検査実施基準		
		製 作 承 認 図			0				石綿含有建材の取扱い			0	0	*			
		やりかた、墨出し	10		0				技能者・技術者の資格等の照合	*	0			*			
		GLの決定	0		0				施工数量調査・事前打合せ		0		0		***************************************		
		根切及び床付け	0			0			T法等の提案		0		0				
		武験杭・本杭	0		0	0			工事検査の立会い(既済・中間・完了)	0							
工		コンクリート打設	0		0		供試体採取を含む		完了時の提出図書等		0		0		特記仕様書		
		鉄 筋 組 立	0		0		配筋検査		仮設物撤去等		0						
		鉄 骨 建 方	0		0		建方検査		製作者及び専門工事業者		0	~					
		埋 設 物 等 の 施 工	0		0	0	写真提出		試験結果が不合格の場合の措置		0	0	0				
		機器取付	0		0	0			官公署による検査立会い等 施工状況の立会い確認(主要事項)	0			0	0			
		官 公 署 検 査	0		0	0			施工状況の立会い確認(王安事項) 数地の状況確認及び縄張り								
		設 備 機 能 試 験	0		0	0			ベンチマーク、造方根切り、床付け	0		0	0	0			
		事故、工事中止関係		0		0			GLの決定	0				0			
			'		1	'			理設物等の施工	0		0	<u>-</u>	ļ			
			-	31 -	-					!	- 33 -			•	,		
																_	

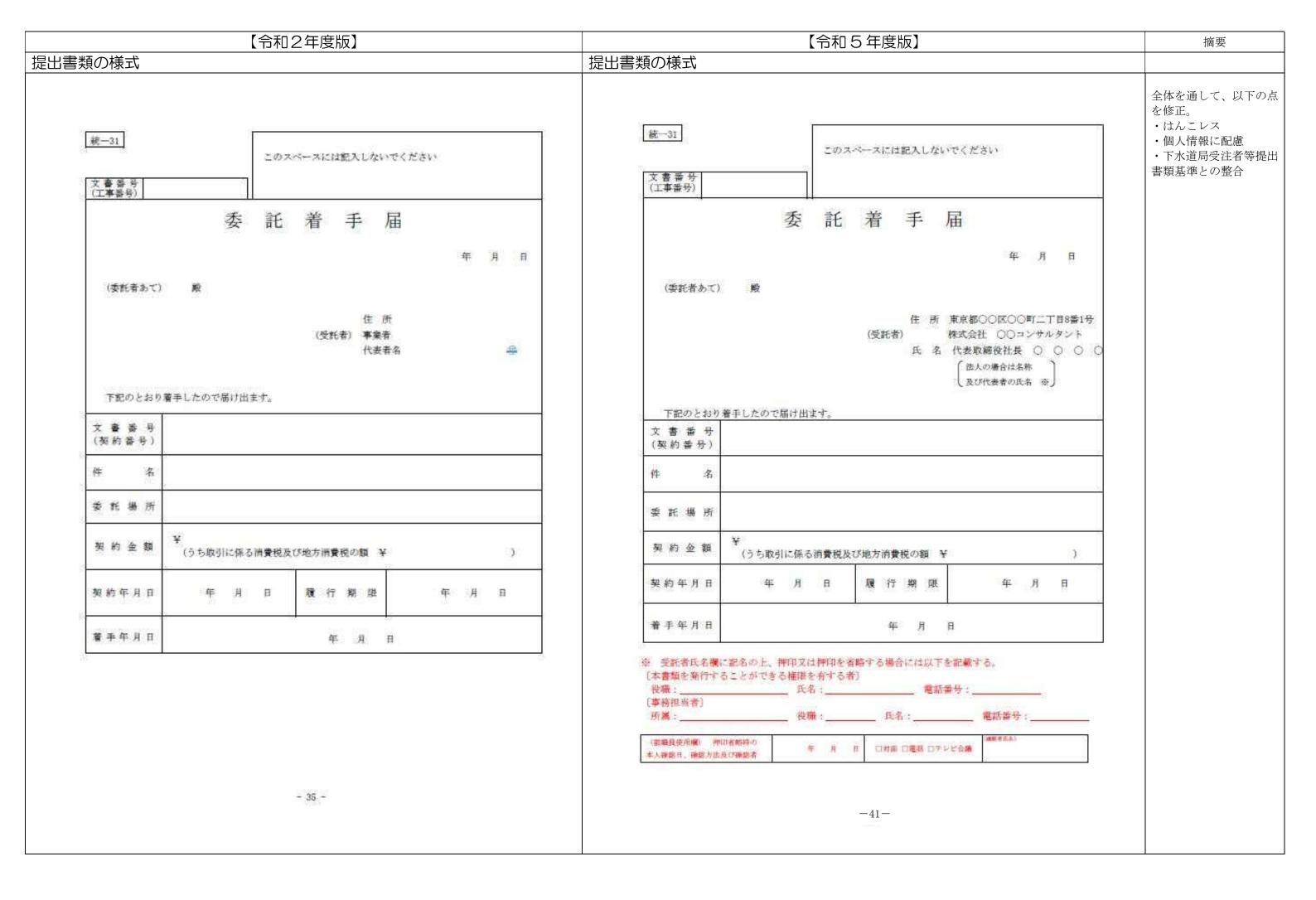
【令和2年度版】	【令和5年度版】	摘要
2	別表一2	
	332 2	
	処理区分 受託者 備考	
担 当 受 託 者	業務事項 立 調 確 報 指伝	
	会 查 認 告 導達	
立調確報	試験杭 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
処理区分 会	本杭(支持層への)到達確認等)	
業務事項 い査認告	支持層への到達確認 ※ ○ ○ ○	
防水層の施工の検査  は  は  は  は  は  は  は  は  は  は  は  は  は	文持層への到達確認が困難な場合 ○ ○ ○	
接 地   0   0   0	掘削が困難な場合	
原寸検査○○○	安定液を用いない場合 根因め液の浸透が著しい場合	
工程管理。	その他不具合が発生した場合 杭周固定液が散逸した場合の対策 ※ ○ ○ ○	
施設計図書不適合の場合	抗雨固足液が改逸した場合の対象   ※   ○   ○   ○   ○	
の被象伊直守	配筋検査 ○ ○	
条件変更等〇〇〇	鉄筋の規格証明書との照合	
工 事 の 変 更 等 〇 〇 〇	鉄筋の組立中の確認 ○ ○	
臨機の措置 〇〇〇	工序字子然の計除	
中間、既済、完了検査 〇 〇	(機械式継手及び溶接継手検査含む)	
工 災害、公害関係 〇 〇	コンクリート計画調合	
設計図書に明示なき	コンクリートの試し練り 〇 〇 〇	
当然必要な事項	コンクリート打込み前の準備 ※ ○ ○	
その他施工一般 〇〇〇 必要な業務を行う	構造体コンクリートの強度の判定 ○ ○ ○ ◆ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	高力ボルトの締付け後の確認	
	溶接部等の確認	
	溶接部の試験 建方	
	防水層の施工の検査 ○ ○	
	タイルの施工後の確認及び試験	
	あと施工アンカーの確認	
	建具の観と錠の照合 〇 〇 〇	
	路床工事完了後の路床高さ及び転圧等	
	外壁施工数量の調査	
	外瞻改修の確認 ※ ※ ※ ※	
	あと施工アンカーの確認試験(耐震改修工事) ※ ※ ○ ※	
	柱補強工事の確認 ※ ※ ○ ※	
	設計図書に明示なき当然必要な事項	
	その他の施工一般の確認 ※ ※ ※ ※ ※ ※	
- 32 -	- 34 -	

【令和2年度版】	【令和5年度版】	
表一2	別表一2	摘要
	加田区八 受託者 備考	
	が	——
	業務事項 会 査 認 告 導達	
	五 且 100 日 75 庄	——
	電気設備	
	世 設 物 等 の 施 工	
	型	<del> </del>
	建柱	
	地中配線	
	接地	
	雷保護設備の接地 ○ ○	
	機器類の取付け	
	柱上変圧器等の取付け 〇 〇	
	電灯設備 〇 〇	
	動力設備	
	受変電設備 〇 〇	
	電力貯蔵設備	
	ディーゼル発電設備 ガスエンジン発電設備 ・	
	ガスタービン発電設備 熱併給発電設備 (コージェネレーション生産)	
	(m. 2.7.4a. 202.26(F))	
	太陽光発電設備	
	小出力発電設備     〇       中央監視制御設備     〇	
	構内情報通信網設備	
	構內交換設備 〇 〇	
	放送設備	
	映像•音響設備 ○ ○	
	情報表示設備 〇 〇	
	誘導支援設備 〇 〇	
	テレビ共同受信設備 〇 〇	
	テレビ電波障害防除設備 〇 〇	
	防犯・入退室管理設備 〇 〇	
	自動火災報知設備 〇 〇	
	住宅用火災警報器 〇 〇	
	自動閉鎖設備 〇 〇	
	非常警報設備	
	- 35 -	
		<b> </b>

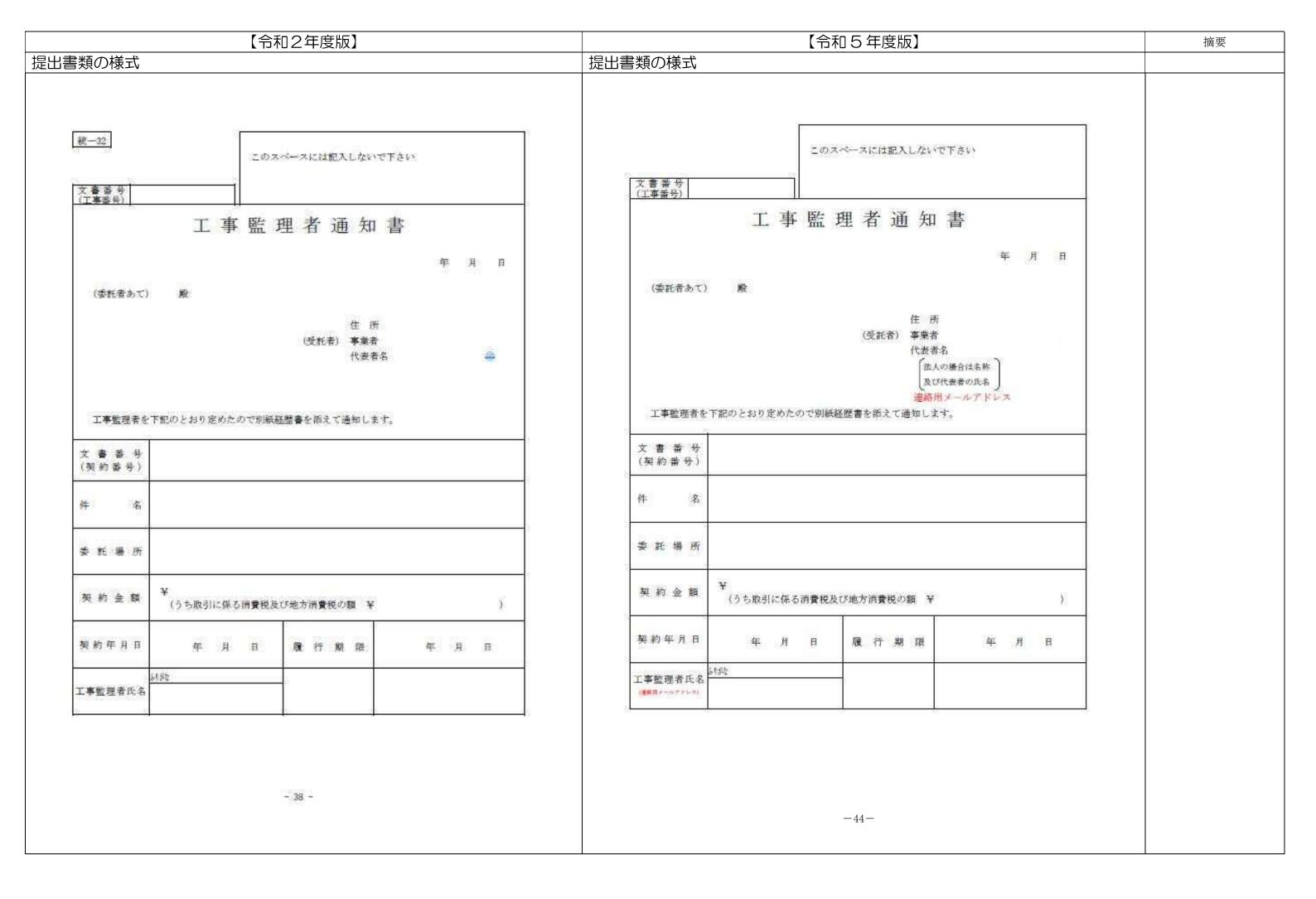
【令和2年度版】	【令和5年度版】	摘要
则表 <del>一</del> 2	別表一2	
	加州区八 受託者 備考	
	文 調 確 如 指伝	
	業務事項 会 査 認 告 導達	
	ガス漏れ火災警報設備	
	監視カメラ設備	
	駐車場管制設備 〇 〇	
	はつり工事	
	インサート及びアンカー工事 〇 〇	
	仮設備工事 〇 〇	
	活線及び活線近接作業	
	配管・配線等の改修	
	機器類の取外し・再使用	
	設 備 機 能 試 験	
	電力設備の機材の試験	
	<ul><li>電力設備の施工の立会い</li></ul>	
	受変電設備の機材の試験	
	受変官設備の施工の立会い及び試験 〇 〇	
	電力貯蔵設備の機材の試験	
	電力貯蔵設備の施工の立会い及び試験 〇 〇	
	発電設備の機材の試験 〇 〇	
	発電設備の施工の立会い及び試験 〇 〇	
	中央監視制御設備の機材の試験	
	中央監視制御設備の立会い及び試験 〇 〇	
	近信・情報の機材の試験 O O	
	通信・情報の立会い及び試験 〇 〇	
	その他の施工一般の確認 ※ ※ ※ ※ ※	
	通信・情報の立会い及び試験 ○ ○	
	- 36 -	

【令和2年度版】	【令和54	年度版】	摘要
別表一2			
199F 3 ==			
	M 40 = 0	受 託 者 備 考	
	処理区分	調 確 報 指伝	
	業務事項	在 認 告 導達	
		AL 100 13 TOTAG	
	機械設備		
	施工条件		
	施工・条件 施工の立会い等(全体)	0 0	
	施工の立会(寺(主体)	0 0	
	火気使用の制限	0 0	
	既設給水配管、冷温水配管の構成工法等	0 0	
	既設ダクト清掃工法等 概設ダクト清掃工法等	0 0	
	はつり、穴期け等	0 0	
	非破壊検査	0 0	
	インサート及びアンカー	0 0	
	埋設物等の施工		
	型設配管の一般事項		
	理政策で	0 0	
	防食処置	0 0	
	質通部の処理一般事項	0 0	
	頁週前の次程 ■ 取予項 その他(土: 工事、地業工事)	0 0	
	機器類の取付け		
	衛生器具等の施工一般事項 給排水衛生機器の据付け	0 0	
	一般事項	0 0	
	都市ガス設備の施工器具の取付け	0 0	
	被化石油ガス設備の施工器具の取付け	0 0	
	空気調和設備の施工機器の掘付け等一般事項	0 0	
	空気調和設備の施工ダクトの製作及び取付け	0 0	
	自動制御設備の機材自動制御盤の一般事項	0 0	
	自動制御盤の改造	0 0	
	設備機能試験		
	共通工事の一般共通事項 各設備の総合試運転調整	0 0	
	配管の試験一般事項 各種別配管	0 0	
	あと施工アンカーの性能試験等	0 0	
	給排水衛生設備機器類の試験	0 0	
		05	
	_	- 37	
	1		1

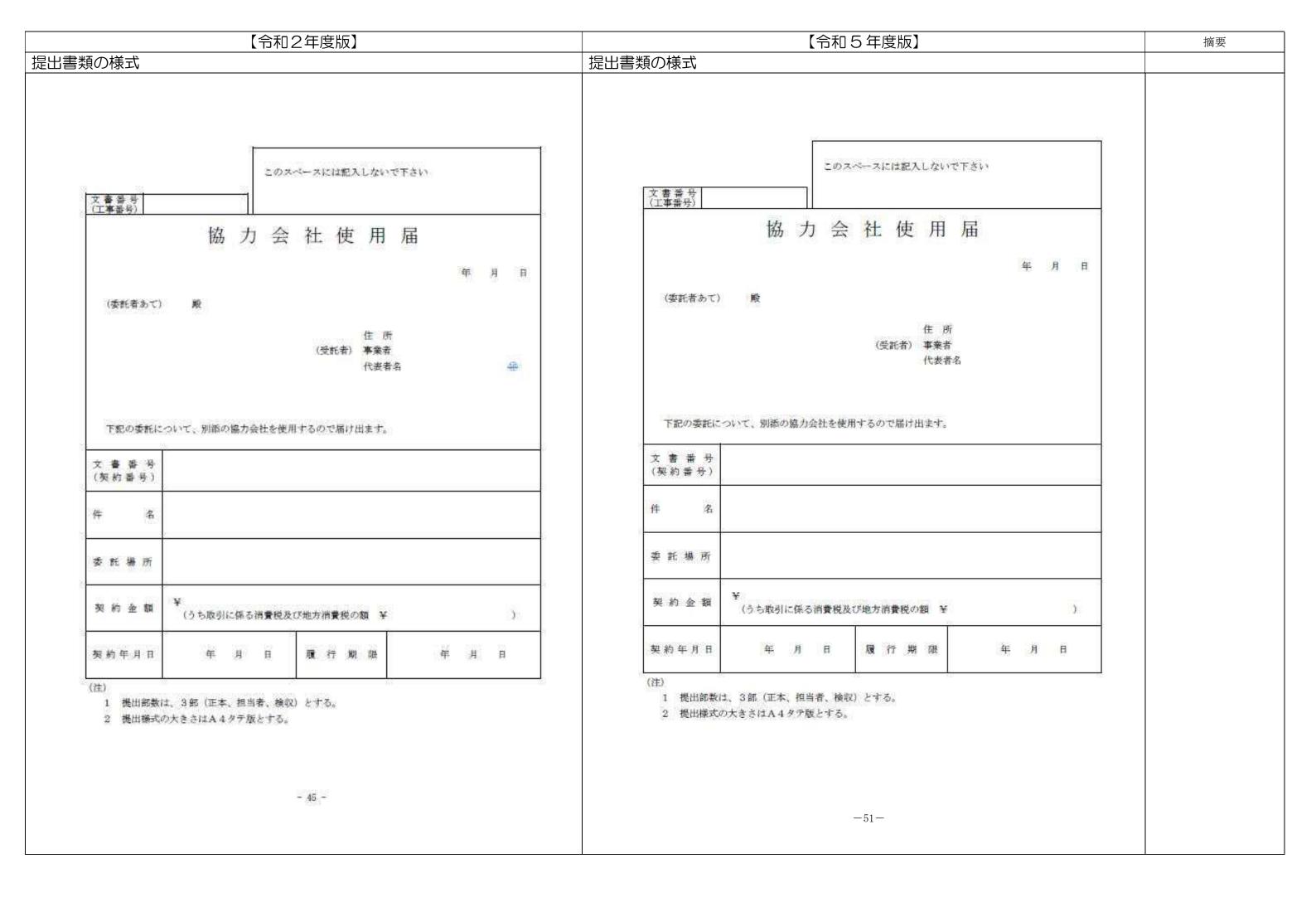
【令和2年度版】	【令和5年度版】	摘要
引表─2	別表—2	
	処理区分 受託者 備考	
	業務事項 立 調 確 報 指伝	
	会 查 認 告 導達	
	都市ガス設備の試験	
	液化石油ガス設備の試験     ○       空気調和設備機器類の試験     ○	
	空気調和設備機器類の試験 ○ ○ ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
	自動制御用機材の試験     ○       自動制御設備の試験調整     ○	
	総合試運転調整	
	一般エレベーター設備の試験	
	一般油圧エレベーター設備の試験	
	小荷物専用昇降機設備の試験	
	エスカレーター設備の試験	
	機械式駐車設備の試験	
	その他の施工一般の確認 ※ ※ ※ ※ ※	
	- 38 -	



【令和2年度版】	【令和5年度版】	摘要
提出書類の様式	提出書類の様式	
(注) 1 担出新教は、3 部 (正本、担当者、検収) とする。 2 履行期限は業務を対決的書による。 3 提出年月日は著手年月日と同日とする。 4 本科男子展 工程会、競技が対応、最高連絡展界との際に製むと呼ばする。 (我上北の場合は製造の場合とする。  ・ 教出領式の大きさはA 4 クテ版とする。	(注) 1 提出部数は、3部(正本、担当者、検収)とする。 2 履行期限は業務会託契約書による。 3 提出年月日と両日とする。 4 提出様式の大きさはA4タテ娘とする。	下水道局受注者等提出書類基準と整合
¬ 36 -	-42-	

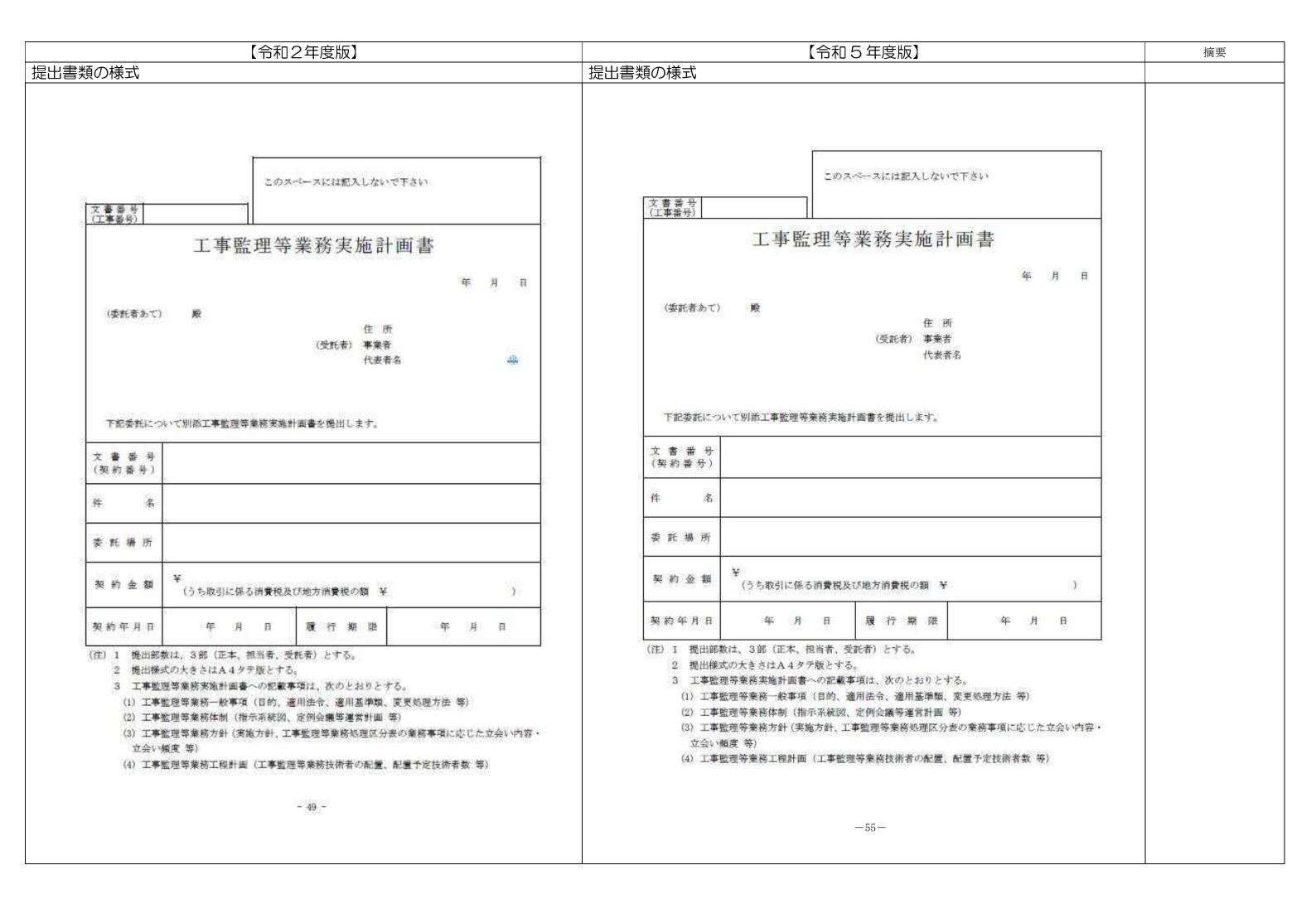


【令和2年度版】	【令和5年度版】	摘要
提出書類の様式	提出書類の様式	
経 歴 書 ( )	経歴書()	住所、生年月日を削除
住 所 。。。。 氏 名 生年月日 年 月 日	氏 名	
年 月 OOOO卒業	学 歴 年 月 〇〇〇〇卒業	
年 月 OOOO入社	職 歴 年 月 ○○○○入社	
作業 <u>経歴</u> 年 月	作業 <u>経歴</u>	
質 格 年 月 ○○○士 登録第○○○号	資 格 年 月 〇〇〇士 登録第〇〇〇号	
<ul> <li>(注)</li> <li>1 表題の( )内には、工事監理者等該当する技術者分類の名称を配入する。</li> <li>2 は求められる資格を有することを証するのに学歴を必要とする場合のみ記載する。</li> <li>3 職整欄には、年代順に職歴を記載するとともに、傭業基準法による工事監理者等については、この資格に必要な実務経験について、また仕録書等で必要な実務経験等が指定されている場合はその実務経験について記載する。</li> <li>4 作業経歴(設計経歴を含む)は、年代順に抜粋して、実施年度及び件名を記載する。</li> <li>5 資格欄には、その資格を証するに必要な資格者証、合格証明書、免許証等について、また仕様書等で特に定められた資格がある場合に、その資格について取得年月日、資格の名称、種類、登録番号等を記載する。</li> </ul>	<ul> <li>(注)</li> <li>1 表題の( )内には、工事監理者等該当する技術者分類の名称を記入する。</li> <li>2 学歴欄には求められる資格を有することを証するのに学歴を必要とする場合のみ記載する。</li> <li>3 職歴欄には、年代順に職歴を記載するとともに、建築基準法による工事監理者等については、この資格に必要な実務経験について、また仕様書等で必要な実務経験等が指定されている場合はその実務経験について記載する。</li> <li>4 作業経歴(設計経歴を含む)は、年代順に抜粋して、実施年度及び件名を記載する。</li> <li>5 資格欄には、その資格を証するに必要な資格者証、合格証明書、免許証等について、また仕様書等で特に定められた資格がある場合に、その資格について取得年月日、資格の名称、種類、登録番号等を記載する。</li> </ul>	
- 40 -	-46-	

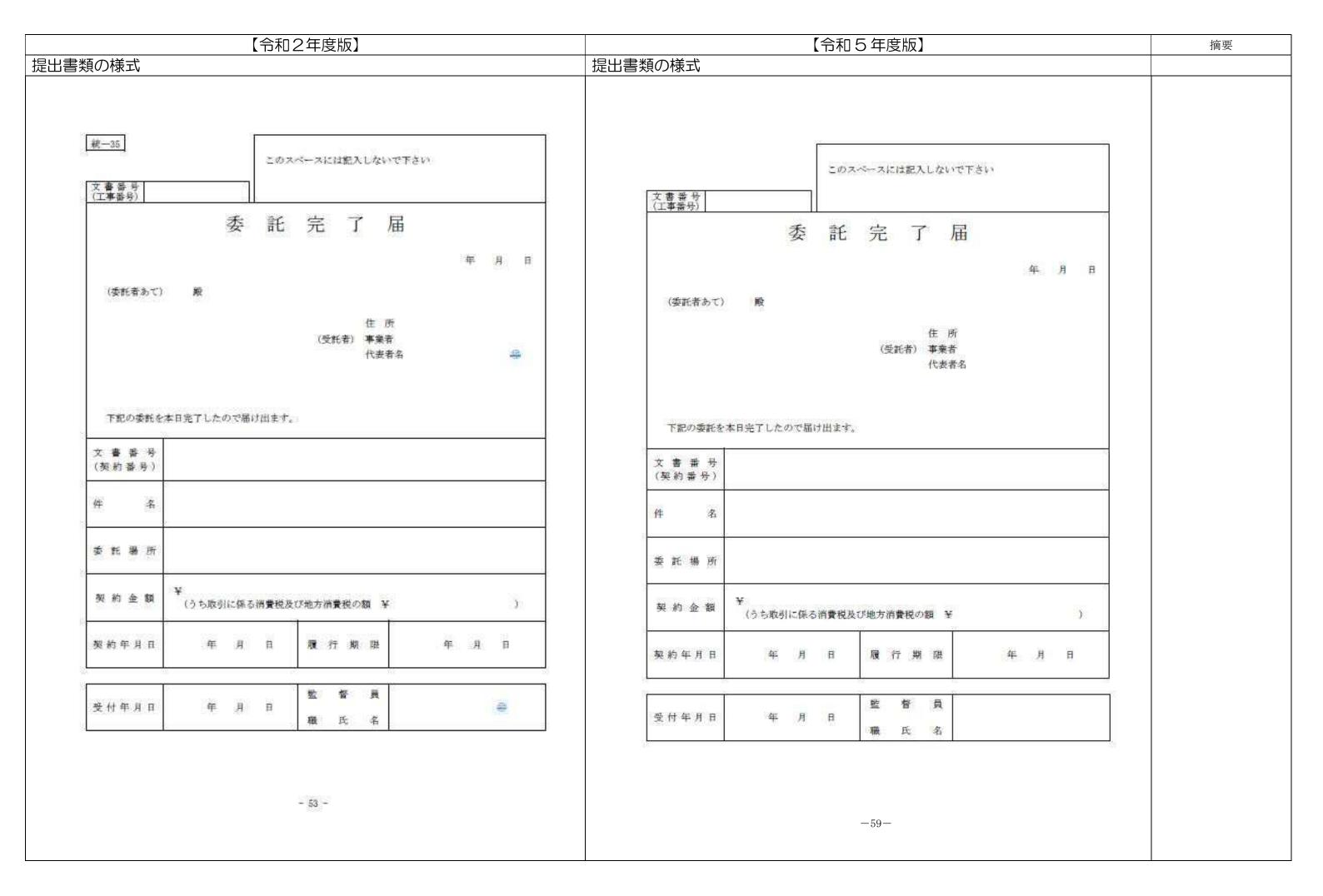


【令和2年度版】	【令和5年度版】	摘要
提出書類の様式	提出書類の様式	
(令和2年度版) 提出書類の様式  前 払 金 請 求 書  (委託者かて) 類  年 月 日  (委託者かて) 類  年 月 日  (委託者かて) 類  (委託者かて) 類  (委託者) 年 第 1 日  (委託者) 年 第 2 日  (委託者を関出したので下記のとおり前払金を請求します。  記  1 請 求 金 額 ¥  (うち版引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥  2 文 書 番 号  (英 約 番 号)  3 件 名  4 異 約 金 額 ¥  (うち版引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥  )  5 前 払 金 の 率 契約金額の %  (限度額 ¥  )	提出書類の様式    文書 幸号	摘要
(契約番号) 3 件 名 4 製 約 金 類 ¥ (うち取引に係る荷養税及び地方消費税の額 ¥ ) 5 前 払 金 の 率 製約金額の % (限度額 ¥ )	(契約番号) 3 件 名 4 契約金額 ¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ )	
6 請 求 担 拠 契約約款第○○条 - 47 -	6 請 求 根 拠 契約約款第○○条  ※ 受託者氏名欄に配名の上、押印又は押印を省略する場合には以下を記載する。 (本書類を発行することができる権限を有する者) 投機:  ――――――――――――――――――――――――――――――――――	

提出書類の様式提出書類の様式(注)(注)1 提出部数は、4部(正本、担当者、経理2部)とする。1 提出部数は、4部(正本、担当者、経理2部)とする。2 債主登録番号は、東京都下水道局経理部会計課に、支払金振込み登録申請書を提出し、当局2 債主登録番号は、東京都下水道局経理部会計課に、支払金振込み登録申請書を提出し、当局より債	【令和2年度版】	【令和5年度版】	摘要
(注) 1 提出部数は、4部(正本、担当者、経理2部)とする。 2 債主登録番号は、東京都下水道局経理部会計課に、支払金振込み登録申請書を提出し、当局より債より債務者に付与された番号を記載する。 3 請求年月日は記入しない。 4 提出様式の大きさは、A4タテ版とする。 4 提出様式の大きさは、A4タテ版とする。 5 請求金額の欄にある『うち取引に係る消費税及び地方消費税の額』については、記入しない(平成			
	(注) 1 提出部数は、4部(正本、担当者、経理2部)とする。 2 債主登録番号は、東京都下水道局経理部会計課に、支払金振込み登録申請書を提出し、当局より債務者に付与された番号を記載する。 3 請求年月日は記入しない。	(注) 1 提出部数は、4部(正本、担当者、経理2部)とする。 2 債主登録番号は、東京都下水道局経理部会計課に、支払金振込み登録申請書を提出し、当局より債務者に付与された番号を記載する。 3 請求年月日は記入しない。 4 提出様式の大きさは、A4タテ版とする。 5 請求金額の欄にある『うち取引に係る消費税及び地方消費税の額』については、記入しない(平成	下水道局受注者等提出 書類基準と整合



【令和2年度版】	【令和5年度版】	摘要
このスペースには記入しないで下さい   文書 巻号	提出書類の様式    このスペースには記入しないで下さい   文書番号 (工事番号)   工事監理等業務報告書   年月日   (委託者あて)	
下記委託について別添工事監理等業務報告書を提出します。 文書番号	下記委託について別添工事監理等業務報告書を提出します。 文 書 番 号	
(契約番号)	(契約番号)	
件名	件名	
委託場所	委 託 揚 所	
製 約 金 額 ¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ )	契約金額 ¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ )	
契約年月日 年 月 日 魔 行 期 陸 年 月 日	契約年月日 年 月 日 履 行 期 限 年 月 日	
(注) 1 提出部数は、2部(正本、担当者)とする。 2 提出様式の大きさはA4クテ版とする。	(注) 1 提出部数は、2部(正本、担当者)とする。 2 提出様式の大きさはA4タテ版とする。	
- 50 -	-56-	



【令和2年度版】	【令和5年度版】	摘要
提出書類の様式	提出書類の様式	
(性) 1 機出酵散は、3部 (正本、推当者、検収)とする。 2 機出年月日は完了年月日と同日とする。 2 大阪工作、出来で展覧(性)、出来で展覧を計1)との間に製印を現立する。 (などれの場合は 表示の形を出 所示した。) 4 整理委託部分を明示した案内談を配付する。 5 機出株式のよさは4.49テ版とする。 ※ (注): 原済部分検査を受けずに完了する場合に従り省略できる。	(注) 1 提出部数は、3節(正本、担当者、検収)とする。 2 提出年月日は完了年月日と同日とする。 3 監理委託部分を明示した案内図を部付する。 4 提出様式の大きさはA4タア版とする。 ※ (註): 既済部分検査を受けずに完了する場合に限り省略できる。	下水道局受注者等提出書類基準と整合
- 54 -	-60-	

【令和2年度版】	【令和5年度版】	摘要
類の様式	提出書類の様式	
契約代金請求書(第回) 年月日	契約代金請求書(第回) 年月日 (委託者あて) ※	
(委託者あて) 殿 住 所 (受託者) 事業者 代表者名 債主登録番号	住 所 (受託者) 事業者 (代表者名 (代表者名 (法人の場合は名称) 及び代表者の氏名※)	
下記のとおり請求します。	債主登録番号	
1 工 事 番 号 〇〇〇第 号	下記のとおり 請求します。 記	
2 件 名	1 工 事 署 号 〇〇〇第 号	
3 契 約 金 額 ¥	2 件 名	
4 契 約 番 号 〇〇〇第 号	3 契 約 金 額 ¥	
5 契 約 年 月 日 年 月 日	4 契 約 番 号 〇〇〇第 号	
6 前回までの出来高額 写	5 契約 年月日 年月日	
7 今 回 出 来 高 類   ¥	6 前回までの出来高額 ¥	
8 累計出来高額 ¥	7 今 回 出 来 高 額	
9 前 払 金 額 ¥	8累計出来高額 ¥	
10 前回までの受領額 ¥	9 前 払 金 額 至	
11 今 回 請 求 金 額 ¥	10 前回までの受領額 ¥	
	11 今 回 請 求 金 額 ¥ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	
	200 受託者氏名機に記名のと、押門又は押印を養殖する場合には以下を記載する。   本書類を発行することができる権限を有する者]   投職:	
- 57 -	(都職員使用欄) 押印客除時の 本人幹部日、確認方法及び確認者 年 月 日 □対面 □電話 □テレビ会議	
	-63-	

【令和2年度版】	【令和5年度版】	摘要
出書類の様式	提出書類の様式	
出書類の様式	提出書類の様式	
件名	件 名 委 託 揚 所	
委託纂所 契約金額 ¥ (うち前払金額) (¥ )	要 和 物 所 要 約 金 額 ¥ (うち前払金額) (¥ )	
契約年月日 年 月 日 魔 行 期 胜 年 月 日	契約年月日 年 月 日 履 行 期 限 年 月 日	
既 済 部 分 の 支 払 を 受ける模拠	既済部分 の支払を 受ける根拠 受ける根拠	
- 59 -	<b>−65−</b>	

【令和2年度版】	【令和5年度版】	摘要
提出書類の様式	提出書類の様式	
(注) 1 届出部数は、3部(正本、担当者、検収)とする。 2 阪高田分検査請求書、既済知分出来産務書、出来高報告書上の間に製印を押印する。《原とじの場合は表面の間ぎ日に押下する)。 3 提出様式の大きさはA4タテ版とする。	(注) 1 届出部数は、3部(正本、担当者、検収)とする。 2 提出様式の大きさはA4タテ版とする。	受注者等提出書類基準と整合
- 60	-66-	

【令和2年度版】	【令和5年度版】	摘要
提出書類の様式	提出書類の様式	
	( <u>契約番号</u> ) 建築士法第22条の3の3の規定に基づく書面	新規追加 建築士法で定められて いる書面を追記 (設計委託標準仕様書 と同様)
- <del> </del>	委託者及び受託者は、建築士法第22条の3の3に基づき、本書面(別記)及び別冊の契約書(糸款及び仕様書を含むものとし、以下「契約書」という。)により確認し、履行するものとする。	5
新規		
	件 名	
	契約日 年 月 日	
	東京都 委託者 代表者	
	住 所 受託者 氏 名	

	記 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
項に規定する設計図書を含む。 契約書による。 5 工事監理業務において、工事報告の方法 契約書による。 6 受託者の建築士事務所登録に 建築士事務所の名称:	が成果物等(成果図書及びその他の成果物。建築士法第2条第6 ) 事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する
開設者の氏名又は法人名称開設者が法人の場合はその何	表者の氏名:
8 設計・工事監理の一部の再発 委託者の承諾を得た「技術者 9 契約金額(業務報酬)の額別 契約書による。 10 契約の解除に関する事項 契約書による。	行及び協力会社」による。

(注)
1 「建築士法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 92 号)に基づく書類。
2 「建築設計」で発注する設計委託及び工事監理業務委託に使用する。
3 契約書に綴じ込み、契約書の綴込確認時に内容の確認を受けること。

【令和2年度版】	【令和5年度版】	摘要
業務委託契約書	業務委託契約書	
横行日:令和2年4月1日 ( )   (	施行日:令和2年4月1日   ( ) )   ( )	「委任」とみなされる 「監理業務」を単独で受 託する場合は、印紙添付 は不要なので、明記
1. 件 名 2. 契約金額	1. 件 名 2. 契約金額	
3. 履 行 期 間	3. 履 行 期 間	
4. 契約保証金 免 除	4. 契約保証金 免 除	
5. 前 払 金	5. 前 払 金	
上記の作業について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、裏面の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 委託者と受託者は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。	上記の作業について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、裏面の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 委託者と受託者は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。	
年 月 日	年 月 日	
東京都 委託者 <sub>代表者</sub>	東京都 委託者 <sub>代表者</sub>	
受託者氏名	受託者 氏名	
級	日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	
- 73 -	- 73 -	